

田辺市の

景観

未来へつながる道
JUNCTION TO THE FUTURE 田辺市



田辺市景観計画

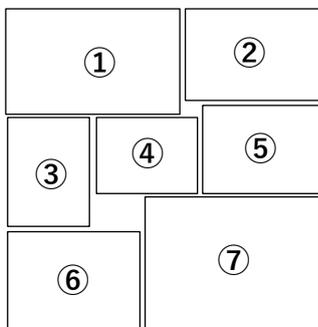
平成29年 3月策定

令和 2年 5月改定



田辺市

表紙の写真



- ①ごまさんスカイタワー
- ②銀座商店街
- ③安川溪谷
- ④天神崎
- ⑤紀州石神田辺梅林
- ⑥高原
- ⑦川湯温泉



「未来へつながる道。田辺市」について

田辺市では、合併10周年を機に、本市の価値やイメージを高め、市民の皆さまとともにまちづくりを進めるためのシンボルとして、市民投票を経て、市のキャッチフレーズロゴを制作いたしました。

キーワードは「道」。

世界遺産「熊野古道」としての「道」、
次なる10年に向けて”世界”へと切り拓いていく「道」、
道路が整備されたことにより交流が促進され、合併へとつながった「道」、
合気道の「道」、自分らしく生きる「道」など、
「道」というキーワードに多くのメッセージが込められています。

平成27年7月

田辺+ 魅力はっけん委員会



目次

頁

第1章	はじめに	1
第2章	田辺市の景観特性と景観計画区域の指定	3
2-1	田辺市景観計画区域の指定.....	3
第3章	良好な景観の形成に関する方針	15
3-1	景観形成の理念.....	15
3-2	田辺市（田辺市景観計画区域）の良好な景観形成の方針.....	16
3-3	特定景観形成地域の景観形成方針.....	18
3-4	景観形成重点地区の景観形成方針.....	22
第4章	良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	25
4-1	届出対象行為.....	25
4-2	景観形成基準.....	30
4-3	屋外広告物の表示等に関する事項.....	46
4-4	既存建築物の行為の制限に関する事項.....	47
第5章	良好な景観の形成に関する施策	49
5-1	景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針.....	49
5-2	公共施設等の整備に関する事項.....	51
5-3	景観農業振興地域整備計画の策定.....	54
第6章	景観形成の推進に向けた事項	55
6-1	景観形成の推進方針.....	55
6-2	景観形成の主体と体制.....	56
6-3	景観まちづくりの取組み.....	59
参考資料		65

第1章 はじめに

田辺市域の景観行政は、平成21年1月1日に施行された和歌山県景観計画に基づき、和歌山県が景観行政に取り組んできました。その後、田辺市らしい景観を守り、創り、次代に継承するため、平成29年3月24日に田辺市が景観行政団体に移行し、田辺市としての目指すべき景観像や景観まちづくりの基本目標と景観に関するルールを定めた「田辺市景観計画」を策定するとともに、市、市民、事業者の責務、景観計画の策定手続、届出対象となる行為、景観審議会の設置や運営に関する事項などをまとめた「田辺市景観条例」を施行しました。

ただし、この時点における景観計画はあくまでも県計画を踏襲したものであり、さらに平成28年10月24日に世界遺産『紀伊山地の霊場と参詣道』に追加登録された鬮雞神社とその周辺の歴史的景観の保全については盛り込まれていません。

そこで、今回、市街地など人々の暮らしの場に内在または近接して立地する世界遺産の登録資産である鬮雞神社及び熊野本宮大社について、その歴史的・文化的価値を保全するため、景観計画において資産周辺とともに重点的な景観形成エリアを位置づけることとしました。

また、現在、山間部とひとくりに景観計画区域としている中心市街地についても、紀南地域の中心拠点に相応しい都市機能・土地利用の更新に合わせ、良好な市街地景観の形成を図るため、地域としての景観形成方針、景観形成基準を定めることとし、田辺市景観計画の改定を行うこととしました。

市民憲章

わたくしたち田辺市民は、美しい海・山・川の豊かなめぐみに感謝し、先人たちが築きあげた歴史と文化をうけつぎ、自治と福祉のこころにあふれたまちをつくるため、ここに市民憲章をさだめ、力を合わせてその実行につとめます。

- ・豊かな自然を大切にし、調和のとれた美しいまちをつくりまます。
- ・歴史と伝統に学び、教養を高め、文化のかおるまちをつくりまます。
- ・スポーツに親しみ、心身ともに健康で、希望にみちた楽しいまちをつくりまます。
- ・人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくりまます。
- ・時と資源を生かし、働くことを喜び、共に栄えるまちをつくりまます

市の木・花・鳥

木：うばめがし



花：梅



鳥：めじろ



第2章 田辺市の景観特性と景観計画区域の指定

2-1 田辺市景観計画区域の指定

1. 景観計画区域

美しく風格のある田辺市の形成と、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図っていくため、市全域を本市の景観計画の対象区域(景観計画区域)とし、良好な景観の形成を促進するための施策を総合的かつ広域的に講ずるものとします。

図 景観計画区域

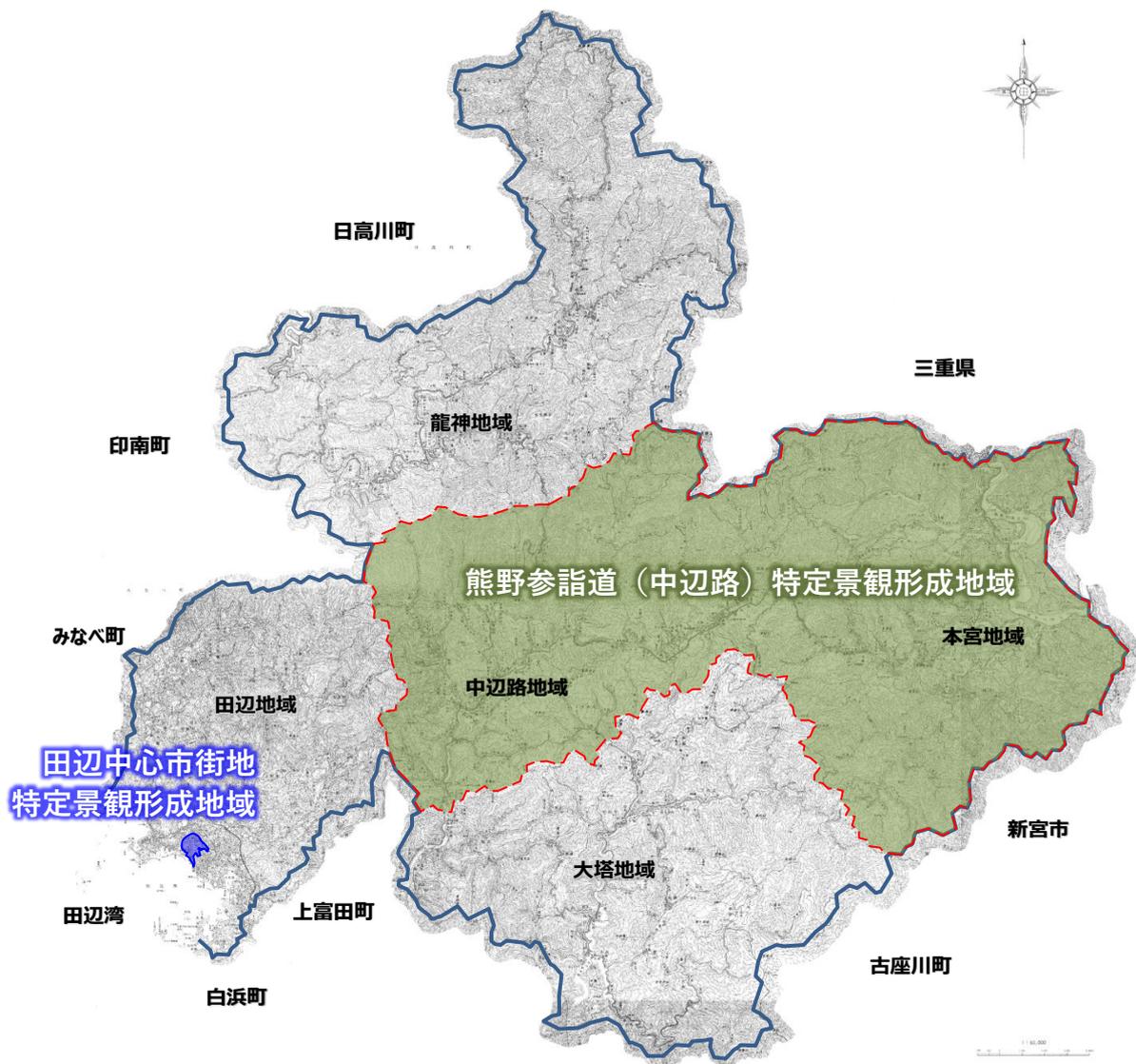


2. 特定景観形成地域

田辺市では、田辺市景観条例において、景観計画区域のうち、良好な景観を形成する上で特に重要であると認められる地域を特定景観形成地域として位置づけ、地域の特性を活かした良好な景観の形成を図っていきます。

特定景観形成地域は、以下の指定条件に基づき順次指定していくものとし、本改定においては、和歌山県景観計画で既に指定されている熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域に加え、田辺市の中心市街地地域を新たに指定します。

- 山地や森林、河川（流域）、海岸など、骨格となる自然景観を有する地域
- 古道・街道沿いの街なみが残る地域や歴史的な建造物が残る地域など、多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を有する地域
- 多数の人の目に触れる駅前や中心市街地のほか、幹線道路や鉄道といった主要な交通施設及びその沿道・沿線で、きめ細かな景観形成が必要と認められる地域
- その他良好な景観を形成する上で特に重要と認められる地域



(1) 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域【継続】

雄大な自然に囲まれた熊野参詣道（中辺路）及びその周辺地域では、古くから自然信仰に根差した精神文化を育み、人々の暮らしとともに歴史が積み重ねられてきました。そして、世界遺産『紀伊山地の霊場と参詣道』として登録されたことによって、広く内外に知れ渡り、多くの来訪者の目に触れることとなり、本市を代表する景観の一つとして、その価値が高まっています。

これらの地域が有する景観の価値が損なわれることのないよう保全するとともに、地域の特性を活かしたより良い景観の形成を図っていくため、古道からの可視領域を基本とする区域を「熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域」として指定します。

また、世界遺産『紀伊山地の霊場と参詣道』を構成する登録遺産の保護のため、その遺産の周囲に利用制限を行う区域（バッファゾーン）を設定するほか、アクセスルートとなる国道311号と国道168号についても、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう、道路境界から200mの区域（国道311号等沿道区域）を区分し、周囲との景観の調和を図っていくこととします。

図 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域



(2) 田辺中心市街地特定景観形成地域【追加】

左会津川左岸一帯のＪＲ紀伊田辺駅前から海岸部にかけて広がるエリアでは、田辺城の城下町を基礎とした古い町割りと歴史的な風致が残ると同時に、県南部における暮らしや都市活動の拠点としての市街地の形成が進んでいます。



田辺大橋からの中心市街地の風景

ＪＲ紀伊田辺駅は旧城下町の外側に位置し、同駅が開業した際に、旧城下町から駅周辺へと市街地が拡大しており、その後、古い家屋を残しつつ、建築物の改築・改修や用途転換等が進み、現在は新旧が混在した街並みを形成しています。また、扇ヶ浜などの海岸部に身近な自然を感じることができます。



(県)文里湊線

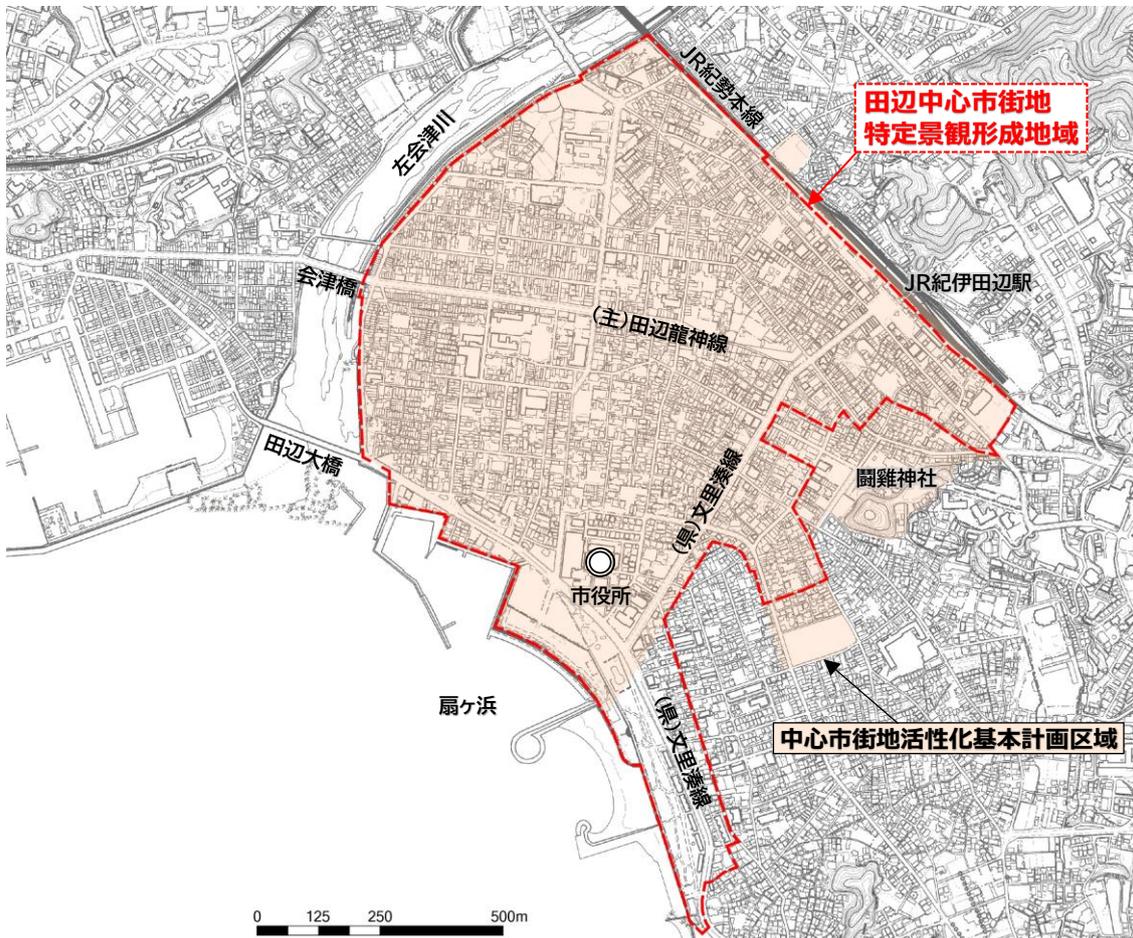
したがって、周辺市街地の都市景観や扇ヶ浜などの海岸部の風景との調和を図りつつ、歴史的、文化的価値のある地域特性の保全・活用と、中心市街地としての土地利用や都市機能立地の更新が両立した適切な景観の形成を図っていくことが重要となります。

このため、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき策定した「田辺市中心市街地活性化基本計画（平成 21 年 3 月 27 日策定）」における中心市街地の区域（闘雞神社及び闘雞神社景観保全地区の区域を除く）を基本に、「田辺中心市街地特定景観形成地域」として指定します。



武家屋敷エリア

図 田辺中心市街地特定景観形成地域



田辺中心市街地特定景観形成地域については、多様な景観的特徴が混在していることから、拠点・都市軸・土地利用区分といった市街地構造や、市街地の形成時期、景観資源の分布（立地）等の歴史的背景を踏まえ、市街地景観の構成要素として3つのゾーンに区分します。

i) 近代的街並み修景ゾーン

田辺市の中心市街地では、紀南地域の拠点に相応しい都市機能の立地・集積、都市活動機会の創出に向け、JR紀伊田辺駅前を起点とし東西及び南北に貫く幹線道路の整備に合わせ、市街地の更新が進んでいます。一部の沿道区間では地区計画のルール（地区整備計画）や街並みデザインガイドラインによって形態・意匠に一定の統一感が確保されており、中高層の建築物を含む近代的な街並みが形成されつつあります。

そこで、この幹線道路沿道を都市景観形成の骨格軸として位置づけ、その沿道において近代的な街並みの形成を目指す景観ゾーンとして区分します。



海蔵寺地区



(主)紀伊田辺停車場線



JR紀伊田辺駅前



銀座地区



アオイ地区【湊交差点付近】



(主)田辺白浜線沿道



銀座地区



(県)文里湊線沿道



(県)文里湊線沿道

ii) 歴史的街並み修景ゾーン

左会津川河口付近から左岸に広がる市街地の街並みは、江戸時代初期に田辺城が左会津川の河口付近に移った頃から、時代とともに変化し重層的に形成されてきました。現在の市街地は、旧城下町の構造を基礎としており、左会津川河口付近にあった城中（現在は水門跡のみが残る）を中心に配置されていた旧武家屋敷町の町割りが残っています。また、旧会津橋から東に延びる熊野参詣道の沿道周辺には町人町が広がっており、浄行寺や海蔵寺などの社寺が点在しています。

一方、左会津川河口から南東の三壺崎にかけての海岸部では、砂浜が約700mにわたって弧状に広がっており、その一部には延長約500mの松林が続いています。海岸沿いを走る市道元町江川文里港線と県道文里湊線沿いには官公庁施設や文化施設が立地するほかは、低層の街並みが続いています。将来的には文里湾横断道路の整備によって街並みが大きく変化する可能性を有しています。

そこで、近代的な都市景観形成が進む幹線道路沿道やJR紀伊田辺駅前周辺の市街地等を除いた区域については、扇ヶ浜の松林を含む旧城下町の歴史的な要素を取り入れた街並みの形成を目指す景観ゾーンとして区分します。



町人町エリア【福路町】



町人町エリア【柴町】



町人町エリア【海蔵寺】



武家屋敷エリア【上屋敷町】



武家屋敷エリア【上屋敷町】



武家屋敷エリア【中屋敷町】



武家屋敷エリア【上屋敷町】



武家屋敷エリア【中屋敷町】



武家屋敷エリア【中屋敷町】



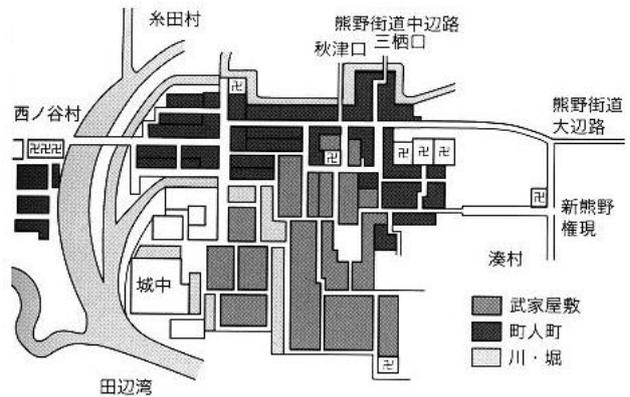
扇ヶ浜から市街地方向を臨む



【県】文里湊線【扇ヶ浜沿い】

旧城下町は城中を中心に武家屋敷、町人町の順に配置され、概ね会津橋に至る東西の筋で区分されます。

また、城下町の名残りのある町割りとなっており、その街区は形状や規模に統一性はなく、旧武家屋敷の広い敷地が点在する一方で、細い街路に建物が密集した街並みが混在しています。



出典：田辺市『商工業・観光の概要2002』

iii) 界隈的賑わい修景ゾーン

J R紀伊田辺駅前の南側に通りから一步裏に入ると、3.5ha程の狭いエリアに居酒屋や割烹、スナックなどが密集する紀南地域最大の飲食街が広がっています。道幅の狭い路地が張り巡り、3階建て以下を中心とした低層の店舗が密集し、建物の壁面には路地に向かって突出看板や袖看板が取り付けられ、昭和の雰囲気が残る視覚情報の多い街並みが形成されています。

そこで、この味光路と隣接する駅前新通り商店街、湊本通り商店街の一部を含む裏路地の界隈については、現在の独特の雰囲気を中心市街地の構成要素として残し、賑わいのある街並みの形成を目指す景観ゾーンとして区分します。



味光路



味光路



駅前新通り



味光路(夜)

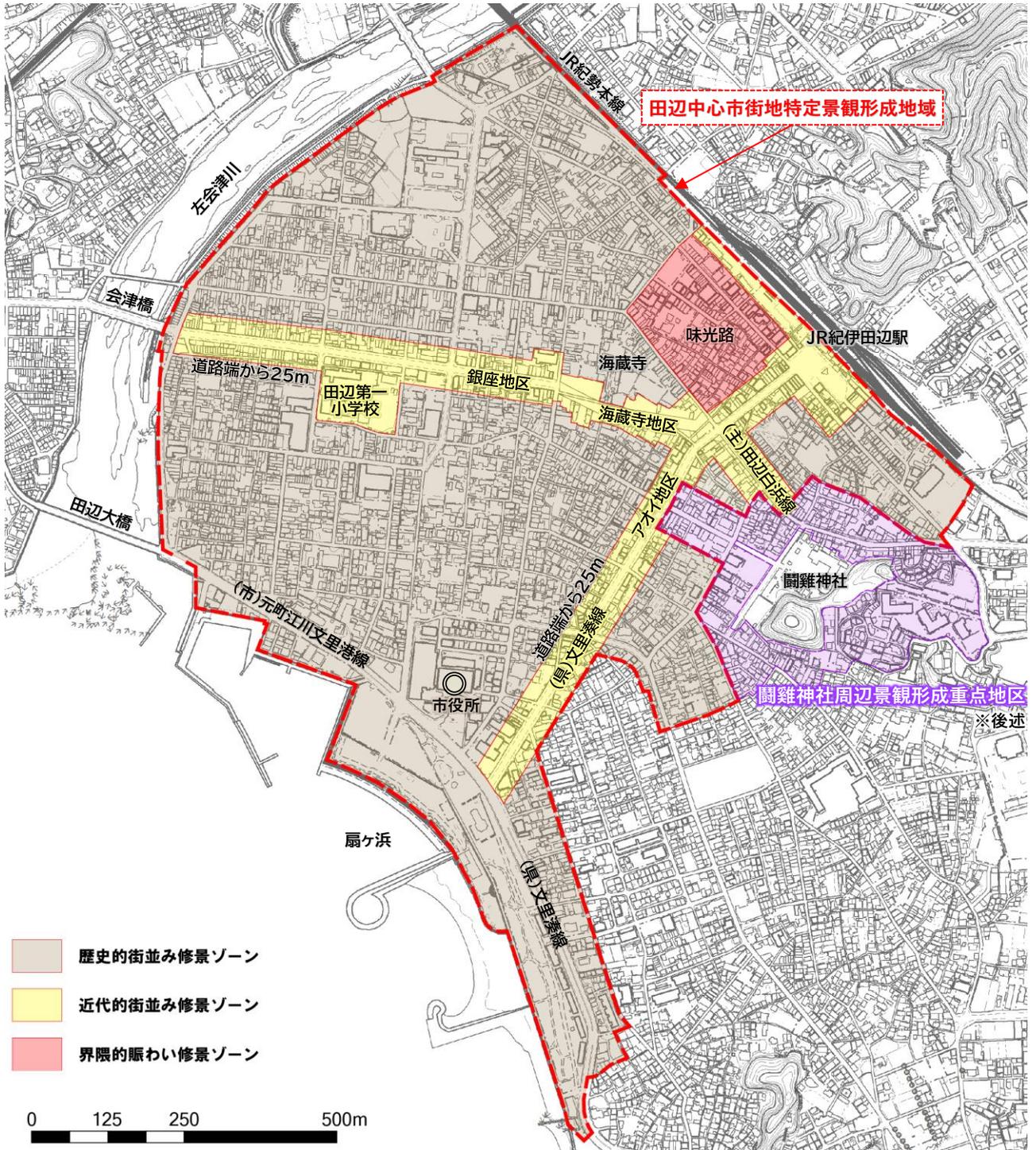


味光路(夜)



駅前新通り(夜)

図 田辺中心市街地特定景観形成地域ゾーニング図



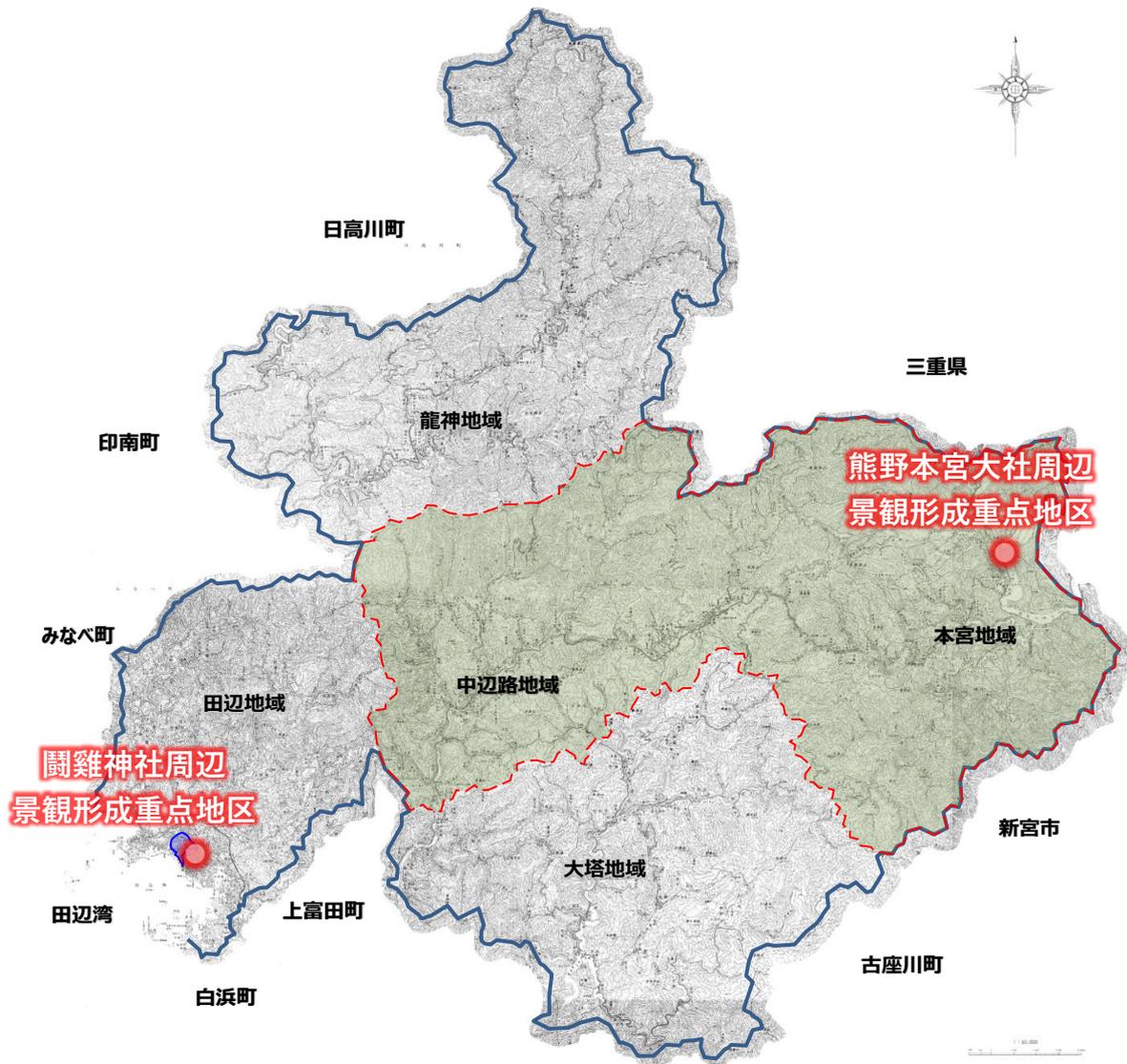
3. 景観形成重点地区【新規】

景観計画区域のうち、特に歴史的・文化的価値の保全に景観形成が重要であると認められる地域や、本市の象徴的な景観を形成する地区、また、開発等によって自然景観や風致に大きな影響を及ぼす恐れのある地区などは、より重点的に景観形成に取り組む必要があります。

田辺市では、田辺市景観条例において、これらの地区を地区住民等の合意の下に景観形成重点地区として位置づけ、地域の特性を活かした良好な景観の形成を図るものとします。

本改定においては、田辺市歴史文化的景観保全条例に規定する景観保全地区（または緩衝地帯＝バッファゾーン）のうち、熊野本宮大社の周辺と鬮雞神社の周辺に景観形成重点地区に指定します。

図 景観形成重点地区



(1) 熊野本宮大社周辺景観形成重点地区【新規】

田辺市歴史的景観保全条例第4条の規定により景観保全地区に指定された熊野参詣道（中辺路）の緩衝地帯のうち、本宮地域の熊野本宮大社周辺と大斎原（熊野本宮大社旧社地）周辺については、田辺市景観計画において景観形成重点地区に指定し、良好な景観の保全・形成を図っていきます。



熊野本宮大社

図 熊野本宮大社周辺景観形成重点地区



(2) 闘雞神社周辺景観形成重点地区【新規】

平成28年10月に世界遺産『紀伊山地の霊場と参詣道』の資産に追加登録された闘雞神社は、JR紀伊田辺駅から直線距離で約400m南に位置しています。田辺市歴史文化的景観保全条例第4条の規定により指定された闘雞神社景観保全地区について、景観法に基づく田辺市景観計画の景観形成重点地区に指定し、良好な景観の保全・形成を図っていきます。



闘雞神社

図 闘雞神社周辺景観形成重点地区



第3章 良好な景観の形成に関する方針

3-1 景観形成の理念

1. 基本目標

本市の景観は、緑なす険しい山々、清らかで水量豊富な河川、変化に富んだ美しい海岸線など、豊かな自然によりその骨格が形成されている一方で、城下町の風情残る市街地など古い歴史や文化によって多様な景観が保たれています。

これらの田辺市らしい良好な景観は、人々の生活や生業の中で育まれ、支えられ、継承されてきました。私たちはこれらの取組に敬意を表しながら、身近なところに当たり前のようである田辺市らしい景観の価値に気付き、その成り立ちを丹念に読み解き、共有していく過程を通じて保全し、創造し、次代に引き継いでいかなければなりません。

このような認識の下に、市、市民及び事業者が協働し、田辺市らしい良好な景観の形成を図っていきます。

3-2 田辺市（田辺市景観計画区域）の良好な景観形成の方針

（1）精神文化を育んできた骨格となる自然景観を保全する

雄大なる山地や森林、河川（流域）、海岸などの自然や、自然と向き合い、関わりを持つことで培われてきた地域の風土など、日本人の精神文化を育んできた唯一無二の貴重な自然とそれらによって生み出される骨格的な景観を保全します。

i) 山地や森林、河川（流域）、海岸の景観を保全する

山地や森林、河川（流域）、海岸は、長い時にわたって本市の骨格を形作り、歴史・文化といった地域の風土を育み、暮らしにも多大なる影響を与えてきました。これらの自然は、日本人の精神文化発祥の起源としても広く共有されるべき唯一無二の価値を持つものであり、これらを保全します。

ii) 自然との関わりを再生する

自然の持つ豊かさ・恵み・厳しさなどに触れて学ぶ空間や機会づくり等を通じて、その大切さを共有するとともに、自然と人々の営みを支える仕組みづくりを通じて、豊かな自然との関わりを再生します。

（2）多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を継承する

古代から中世、近世を経て現代に至る歴史の流れや、各時代を通じて育まれてきた地域の文化が息づく固有の景観を保全し、魅力を高めながら次代に継承します。

i) 地域の歴史的な街なみ景観を保全する

時間の蓄積と住民の努力によって育まれた地域の歴史的な街なみ景観は、一朝一夕に生まれるものではありません。その豊かな積み重ねを受け止め、次の世代へと継承するため、担い手づくりや活用方策等と組み合わせながら、街なみ景観の保全を図ります。

ii) 歴史・文化資源の周辺景観の保全と創生を図る

歴史・文化資源が持つ空間構成や景観構造の文脈を読み取りながら、これらの資源と一体となって価値を高め合う周辺景観の保全と創生を図ります。

(3) 人々の暮らしや地域の活動がつくる景観の魅力を醸成する

人々の営みや地域の活動によって支えられてきた日常の景観とともに、農林水産業や地域の伝統産業をはじめとする地場産業や新しい時代の商工業などの活動がつくる景観の魅力を高めます。

i) 長い時を経て形成された個性ある産業景観を保全する

本市で長く受け継がれてきた農林漁業や伝統工業・地場産業などが生み出した個性ある産業景観は、人々の営みの歴史を今に伝える景観資源であり、これらを保全します。

ii) 産業活動が創り出す景観の魅力を高める

商業など産業活動が創り出す景観は、まちににぎわいや活力を与えます。生き生きとしたまちの姿は、訪れる人のまちへの印象を深め、また訪れたいという気持ちにさせてくれます。こうした産業活動が創り出す景観の魅力を高めます。

iii) 身近な生活の営みが映し出された景観の魅力を育む

まちの中で人々が行き交うにぎわいのある景観、身の周りの自然と生活がとけ込んだ落ち着いた景観など、身近な生活の営みが映し出された多様な景観の魅力を育みます。

3-3 特定景観形成地域の景観形成方針

1. 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域

(1) 文化財的価値を持つ古道及び沿道景観を保全する

～石畳が続く山道や沿道に残る王子、経塚などの沿道景観～

□永きにわたる熊野三山への往来により積み重ねられた文化財的価値を持つ古道及び沿道の景観を保全します。



▲工作物等を極力排除し、原状保存に努める

※古道沿道の景観イメージとして田辺市以外の写真についても使用しています。

(2) 古道と一体となり文化的景観としての価値を持つ眺望景観を保全する

～熊野古道から望む景観～

- 古道からの眺望景観を構成する山稜によるスカイラインを保全します。
- 林業の営みにより永い時間をかけ育まれてきた緑豊かな景観を保全します。
- 集落と背後の山林・農地が一体となった景観を保全します。
- 眺望点周辺の環境を維持し、眺望点からの景観を保全します。



▲山稜のスカイラインや山林・農地が一体化した景観を保全する

(3) 熊野の地へといざなうアクセスルートにふさわしい景観形成を図る

～主要なアクセスルートであり、熊野のイメージを形成する上で

重要な役割を果たす国道311号の沿道景観～

- 地域の景観の価値を損なわないような景観を形成します。
- 周囲の景観と調和した建築物、広告物等による沿道景観を形成します。



- ▲景観形成のイメージ
- 統一感のある建築物群（屋根形状、色彩、外壁後退等）
 - 道路付属物等の整備
 - 電線・電柱の地中化
 - 景観に配慮したガードレール等

(4) 暮らしの営みによってつくられた集落景観を保全する

～古道と関わる人々の暮らしの営みによってつくられてきた

固有の景観を有する地域内の集落景観～

- 地域住民とともに集落ごとの景観のなり立ちを読み解き共有していくプロセスを通じ、景観を構成する家屋や周囲の農地、里山などを保全します。
- 農地や里山、集落社会を支える担い手を育成します。



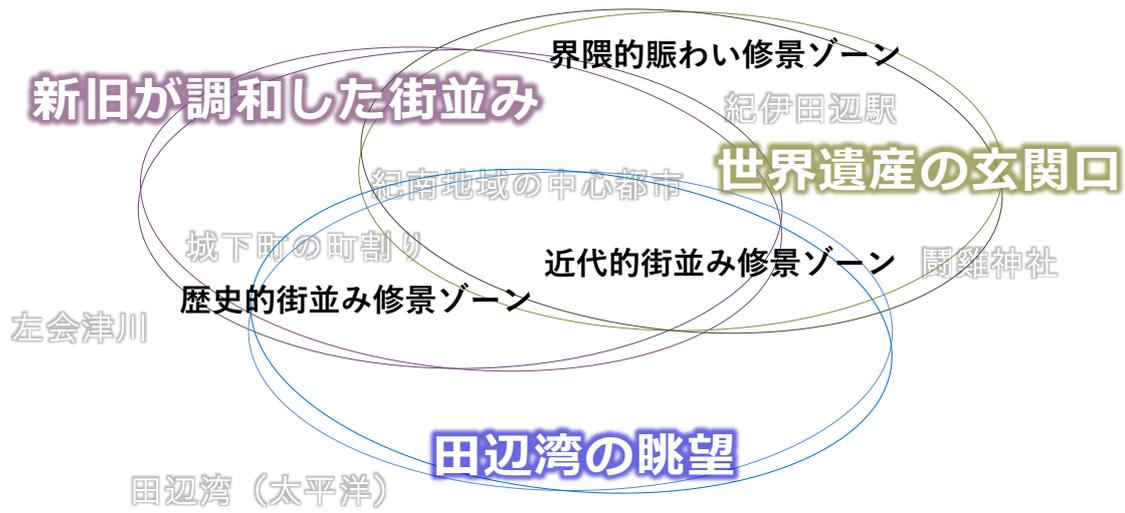
- ▲景観形成のイメージ
- 周辺と調和した外観の色彩、素材の使用
 - 樹木、田園等の保全

2. 田辺中心市街地特定景観形成地域

田辺中心市街地特定景観形成地域は、地域形成の歴史・経緯や、街並み景観を構成する公的領域と機能・用途等によって3つのゾーンに区分しており、それぞれに景観的特徴を有しています。

田辺市の中心市街地としての都市景観を形成するにあたって、これら3ゾーンの景観要素を繋ぐテーマを設定し、重層的な景観形成を目指します。

図 田辺中心市街地特定景観形成地域3つのテーマ



(1) 新旧の街並みが調和した気品と風情のある都市景観を創出する

本市の中心拠点としての位置づけを踏まえ、歴史・文化の資源を内在した地域特性を活かしつつ、新旧の街並みが共存・調和した都市景観の形成を図ります。

□ JR紀伊田辺駅から扇ヶ浜公園に至る海へ誘う南北軸と、地域内を横断し白浜町やみなべ町と結ぶ東西軸を都市景観形成軸に位置づけ、土地利用や都市機能の更新に合わせ、“新しい田辺”の街並み景観の形成を図ります。[近代的街並み修景ゾーン]

□ 現在も残る旧城下町の町割りと空間構成を基本に、歴史的・文化的価値のある伝統的な建築様式・意匠を継承または活用し、この地域が有する風致を活かした“古くからの田辺”の街並み景観の形成を図ります。[歴史的街並み修景ゾーン]



(2) 世界遺産の玄関口としての都市景観を創出する

世界遺産の骨格を成す熊野参詣道（中辺路）の玄関口に位置することから、その歴史的価値を認識し、来訪者を出迎えもてなす都市景観の形成を図ります。

□ J R 紀伊田辺駅の駅舎背後の広がりのある風景の保持しつつ、熊野路をイメージした来訪者を迎える街並み景観の形成を図ります。[近代的街並み修景ゾーン]

□ 味光路における裏路地の独特な雰囲気を活かし、市街地の賑わい創出とともに、訪れる人を惹きつける文化的な都市景観の形成を図ります。[界隈的賑わい修景ゾーン]



(3) 田辺湾の眺望を活かした都市景観を創出する

紀南地域海岸部における広域交流の拡大を見据え、田辺市の歴史・文化との結節点として、新たな田辺の“発信”ゾーンにふさわしい都市景観の形成を図ります。

□ 砂浜と松林が続く扇ヶ浜の風景と文里湾の眺望を保持しつつ、賑わいを創出する機能の立地に際し、外洋に開かれた開放的な街並み景観の形成を図ります。[歴史的街並み修景ゾーン]

□ 扇ヶ浜など海側から望む“山々を背負う市街地”のパノラマを閉ざさず、伝統的風致の再生を進める中心市街地へと誘う街並み景観の形成を図ります。[歴史的街並み修景ゾーン]



海岸部の県道文里湊線



3-4 景観形成重点地区の景観形成方針

1. 熊野本宮大社周辺景観形成重点地区

(1) 熊野古道の象徴としての山々に取り囲まれた景観を保全する

□熊野本宮大社と大斎原を地区における景観形成の中心に置き、熊野川と周囲を取り囲む山々が調和した景観の保全を図ります。



(2) 熊野の歴史・文化を世界に発信する景観を創出する

□来訪者を迎える国道 168 号沿道では、熊野本宮大社や大斎原の風致と調和した景観の形成を図ります。



2. 闘雞神社周辺景観形成重点地区

(1) 田辺市の歴史・文化の象徴となる景観を創出する

□参道の眺望点から闘雞神社及びその社叢を望む眺望の保持を図ります。

□闘雞神社参道沿いに、闘雞神社の歴史と文化がつくる本市の象徴的な景観を創出します。



(2) 闘雞神社の社叢を背景とした品格のある景観を創出する

□闘雞神社の風致を活かし、これと調和した品格のある景観の形成を図ります。

□闘雞神社の社叢の豊かな緑を活かし、その周辺においても緑豊かな景観の形成を図ります。



第4章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

4-1 届出対象行為

景観計画区域において、景観法第16条第1項各号に定める行為のうち、本市で定める届出が必要な行為（届出対象行為）の規模を、以下のとおりとします。

1. 届出対象行為

(1) 一般地域

景観計画区域のうち特定景観形成地域にも景観形成重点地区にも指定されない地域を「一般地域」とし、届出対象行為の規模を次のとおり定めます。

区 分		一般地域	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		高さ13m超 又は 建築面積1,000㎡超	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	高さ13m超 又は 築造面積1,000㎡超	
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ13m超	
	③その他の工作物	高さ13m超	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	都市計画区域	: 2,000㎡超	
	都市計画区域外	準都市計画区域	: 3,000㎡超
		その他の区域	: 10,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	都市計画区域	: 水平投影面積1,000㎡超	
	都市計画区域外	準都市計画区域	: 水平投影面積3,000㎡超
		その他の区域	: 水平投影面積10,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	都市計画区域	: 堆積物の高さ2.0m超、又は 水平投影面積1,000㎡超	
	都市計画区域外	準都市計画区域	: 水平投影面積3,000㎡超
		その他の区域	: 水平投影面積3,000㎡超
水面の埋立て		—	

(2) 特定景観形成地域

i) 熊野参詣道(中辺路) 特定景観形成地域

熊野参詣道(中辺路) 特定景観形成地域における届出対象行為は、以下のとおりとします。

区 分	バッファゾーン	国道311号等沿道	その他の地域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	全ての行為	全ての行為	高さ13m超 又は 延べ面積500㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	全ての行為	高さ13m超 又は 築造面積 1,000㎡超
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	全ての行為	高さ13m超
	③その他の工作物	全ての行為	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	全ての行為	全ての行為	水平投影面積 2,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為	全ての行為	水平投影面積 2,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	全ての行為	全ての行為	水平投影面積 2,000㎡超
水面の埋立て	全ての行為	-	-

ii) 田辺中心市街地特定景観形成地域

田辺中心市街地特定景観形成地域における届出対象行為は、以下のとおりとします。

区 分		近代的街並み 修景ゾーン	歴史的街並み 修景ゾーン	界線的賑わい 修景ゾーン
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		高さ13m超 又は 延べ面積500㎡超	高さ13m超 又は 延べ面積300㎡超	高さ13m超 又は 延べ面積500㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	高さ13m超 又は 築造面積1,000㎡超	高さ13m超 又は 築造面積300㎡超	全ての行為
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ13m超		全ての行為
	③その他の工作物	高さ13m超		全ての行為
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		—	水平投影面積 1,000㎡超	—
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		—	水平投影面積 1,000㎡超	—
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		堆積物の高さ2.0m超、又は水平投影面積1,000㎡超		

(3) 景観形成重点地区

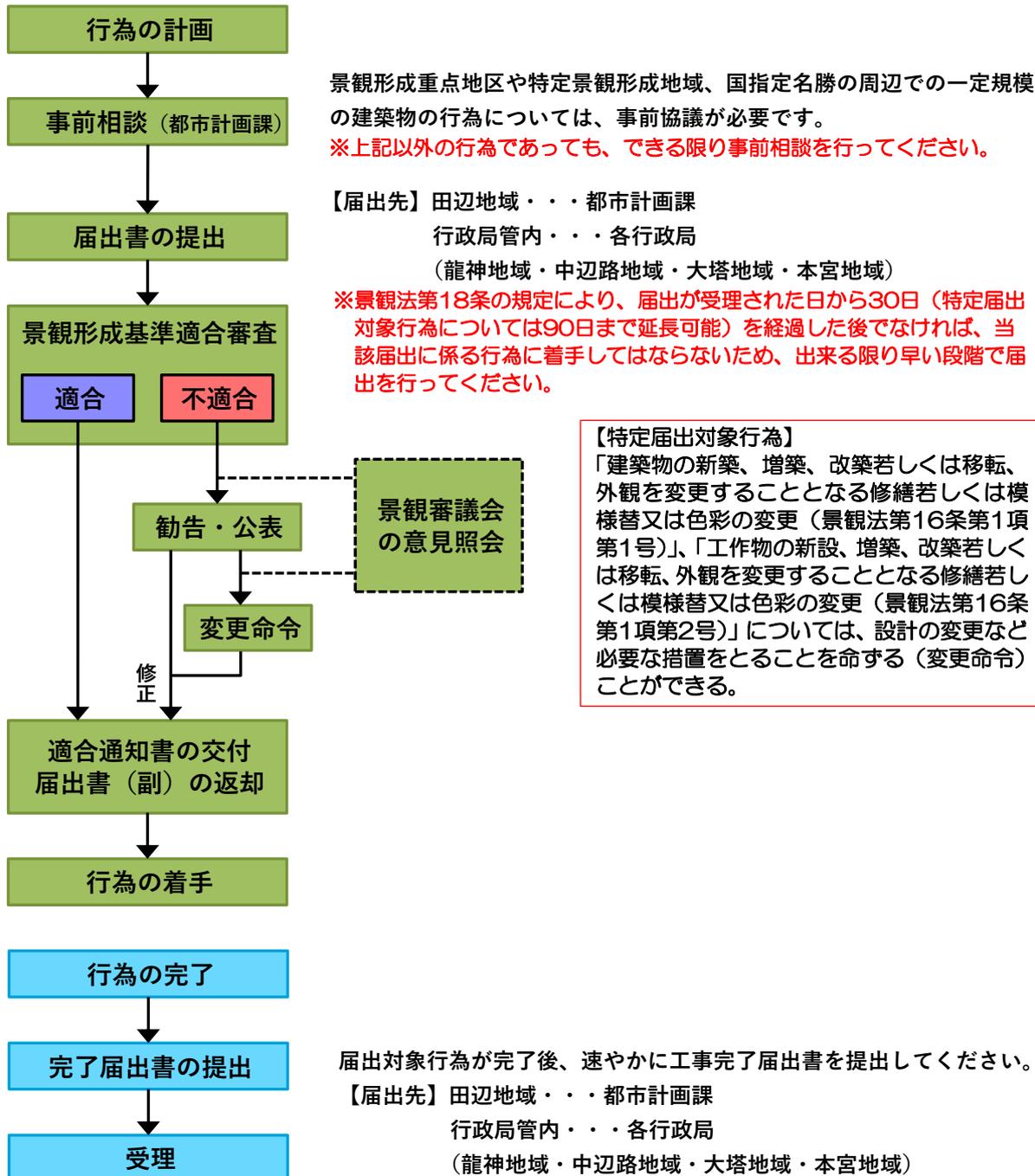
世界遺産の登録資産周辺に定める景観形成重点地区においては、世界遺産とともに地区全体で歴史的・文化的景観が形成されるよう、全ての行為を景観形成基準の適合審査の対象とします。

区 分	熊野本宮大社地区	闘雞神社地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	全ての行為	全ての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	全ての行為
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	全ての行為
	③その他の工作物	全ての行為
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	全ての行為	全ての行為
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為	全ての行為
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	全ての行為	全ての行為
水面の埋立て	全ての行為	全ての行為

2. 届出の流れ

届出対象行為に該当する場合は、下図の手順に沿って、景観形成基準の適合審査を受ける必要があります。

適合審査において、届出内容が本計画の景観形成基準に適合しないと審査された場合は、助言や指導、勧告等を行うこととなります。そのため、特別な事情により当該景観形成基準への適合が困難と思われる行為については、届出の前に担当部局との協議を行うこととします。



4-2 景観形成基準

景観形成に係る行為の制限の基準（景観形成基準）は以下のとおりとします。

なお、太陽光発電施設の設置については、和歌山県が別に定める「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン（平成29年4月）」についても参照とします。

1. 一般地域

i) 共通事項

項目	景観形成基準
－	<input type="checkbox"/> 行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 <input type="checkbox"/> 周辺に田辺市及び和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合には、それらとの調和に配慮すること。 <input type="checkbox"/> 行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市が実施する関連施策との整合に配慮すること。

ii) 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

項目	景観形成基準
位置 ・規模	【景観構成要素への配慮】 <input type="checkbox"/> 近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 【眺望への配慮】 <input type="checkbox"/> 山地、海岸、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 <input type="checkbox"/> 山稜の近傍では、稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。 【その他】 <input type="checkbox"/> 市街地や集落地では、隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 <input type="checkbox"/> 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。
形態 ・意匠	<input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 <input type="checkbox"/> 市街地や集落地では、隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 <input type="checkbox"/> 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。
色彩	<input type="checkbox"/> 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 <input type="checkbox"/> アクセント色を使用する場合は、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。 <input type="checkbox"/> 国指定の名勝、文化的景観若しくは重要伝統的建造物群保存地区の周囲100m以内又は国指定の史跡若しくは重要文化財であって、市長が指定するものの100m以内は、これら名勝等の色彩と調和した色彩を使用し、外観の基調色を色相0.1R～2.5Yは彩度6以下、それ以外は彩度4以下（無彩色含む）とすること。
素材	<input type="checkbox"/> できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。 <input type="checkbox"/> できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。

項目	景観形成基準（続き）
緑化	<input type="checkbox"/> 行為地内やその周辺は、できる限り多くの部分を緑化すること。 <input type="checkbox"/> 植栽に当たっては、できる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 <input type="checkbox"/> 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。
その他	<input type="checkbox"/> 夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。

iii) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）

項目	景観形成基準
位置・規模	<input type="checkbox"/> 現況の地形を生かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 <input type="checkbox"/> 法面は、できる限りゆるやかな勾配とすること。 <input type="checkbox"/> 擁壁は、周辺景観と調和した形態及び素材とすること。
緑化	<input type="checkbox"/> 法面は、周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 <input type="checkbox"/> 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。

iv) 土石の採取又は鉱物の掘採

項目	景観形成基準
位置・規模	<input type="checkbox"/> 道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び方法とすること。
緑化	<input type="checkbox"/> 採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。

v) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
位置・規模	<input type="checkbox"/> 道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。
方法	<input type="checkbox"/> 道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積上げに際しては、できる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げること。
その他	<input type="checkbox"/> 道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。

以下、特定景観形成地域並びに景観形成重点地区の設定基準については、一般地域の基準に対し、これを踏襲するものは（□）、地域・地区独自の基準として追加上乗せするものは（■）で示すこととします。

2. 特定景観形成地域

(1) 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域

i) 共通事項

項目	バッファゾーン	国道311号等沿道	その他の地域
－	<p>■古道等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること。</p>	<p>■熊野の地へといざなうアクセスルートとして、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</p>	<p>■古道から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</p>
	<p>□行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周囲の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</p>		
	<p>□周辺に田辺市及び和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合には、それらとの調和に配慮すること。</p>		
	<p>□行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市が実施する関連施策との整合に配慮すること。</p>		

ii) 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

項目	バッファゾーン	国道311号等沿道	その他の地域
位置・規模	<p>【周辺景観への配慮】</p> <p>■高さ13m、水平投影面積1,000㎡を超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</p>	－	－
	<p>【景観構成要素への配慮】</p> <p>□近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</p>		
	－	<p>■石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。</p>	－
	<p>【眺望への配慮】</p> <p>□山地、海岸、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。</p>	<p>【沿道からの眺望への配慮】</p> <p>■道路から見て、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。</p>	－
	<p>□山稜の近傍では、稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。</p>	－	<p>【山稜のスカイラインの保全】</p> <p>■熊野参詣道（中辺路）の眺望点から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。</p>

項目	(続き)								
	バッファゾーン	国道311号等沿道	その他の地域						
位置・規模	【その他】 <input type="checkbox"/> 集落地では、隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。	【その他】 <input type="checkbox"/> 市街地や集落地では、隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。							
	<input type="checkbox"/> 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。								
形態・意匠	<input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。	-	<input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。						
	-	■熊野参詣道(中辺路)の眺望点及び国道沿道から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。	■熊野参詣道(中辺路)の眺望点から見たときも、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。						
	■周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。	-							
	<input type="checkbox"/> 集落地では、隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。	<input type="checkbox"/> 市街地や集落地では、隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。							
	<input type="checkbox"/> 壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。								
色彩	<input type="checkbox"/> 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。								
	■周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。	-							
	<input type="checkbox"/> アクセント色を使用する場合は、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。								
	-	■外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~2.5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>4以下 (無彩色含む)</td> </tr> </tbody> </table>		色相	彩度	0.1R~2.5Y	6以下	上記以外	4以下 (無彩色含む)
色相	彩度								
0.1R~2.5Y	6以下								
上記以外	4以下 (無彩色含む)								
<input type="checkbox"/> できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。									
<input type="checkbox"/> できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。									

項目	(続き)		
	バッファゾーン	国道311号等沿道	その他の地域
緑化	<input type="checkbox"/> 行為地内やその周辺は、できる限り多くの部分を緑化すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 行為地内やその周辺は、できる限り多くの部分の緑化を図り、特に道路に面する部分に植栽の設置をすること。	<input type="checkbox"/> 行為地内やその周辺は、できる限り多くの部分を緑化すること。
	<input type="checkbox"/> 植栽に当たっては、できる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 <input type="checkbox"/> 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。		
その他	<input type="checkbox"/> 夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。		

iii) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）

項目	バッファゾーン	国道311号等沿道	その他の地域	
位置・規模	-	<input checked="" type="checkbox"/> 熊野参詣道（中辺路）の眺望点及び国道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。	<input checked="" type="checkbox"/> 熊野参詣道（中辺路）の眺望点から見たときに、周辺との調和を図ること。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は、必要最小限にとどめること。	-	-	
	<input checked="" type="checkbox"/> 地区の景観に著しい改変が生じないようにすること。	<input type="checkbox"/> 現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。	-	-
	<input checked="" type="checkbox"/> 行為による土砂の流出のおそれがないようにすること。	-	-	-
	<input type="checkbox"/> 法面は、できる限りゆるやかな勾配とすること。 <input type="checkbox"/> 擁壁は、周辺景観と調和した形態及び素材とすること。			
緑化	<input type="checkbox"/> 法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 <input type="checkbox"/> 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。			

iv) 土石の採取又は鉱物の掘採

項目	バッファゾーン	国道311号等沿道	その他の地域
位置・規模	<input checked="" type="checkbox"/> 期間及び規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件に鑑みたと上で、必要最小限にとどめること。	-	-
	<input checked="" type="checkbox"/> 景観に著しい改変が生じないものとする。	-	-

項目	(続き)		
	バッファゾーン	国道311号等沿道	その他の地域
位置・規模	■跡地の整理に関する計画に基づき、当該跡地の整理を適切に行なうこと。	-	
	-	□道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	
	-	■熊野参詣道（中辺路）の眺望点及び国道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。	■熊野参詣道（中辺路）の眺望点から見たときに、周辺との調和を図ること。
緑化	□採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。		

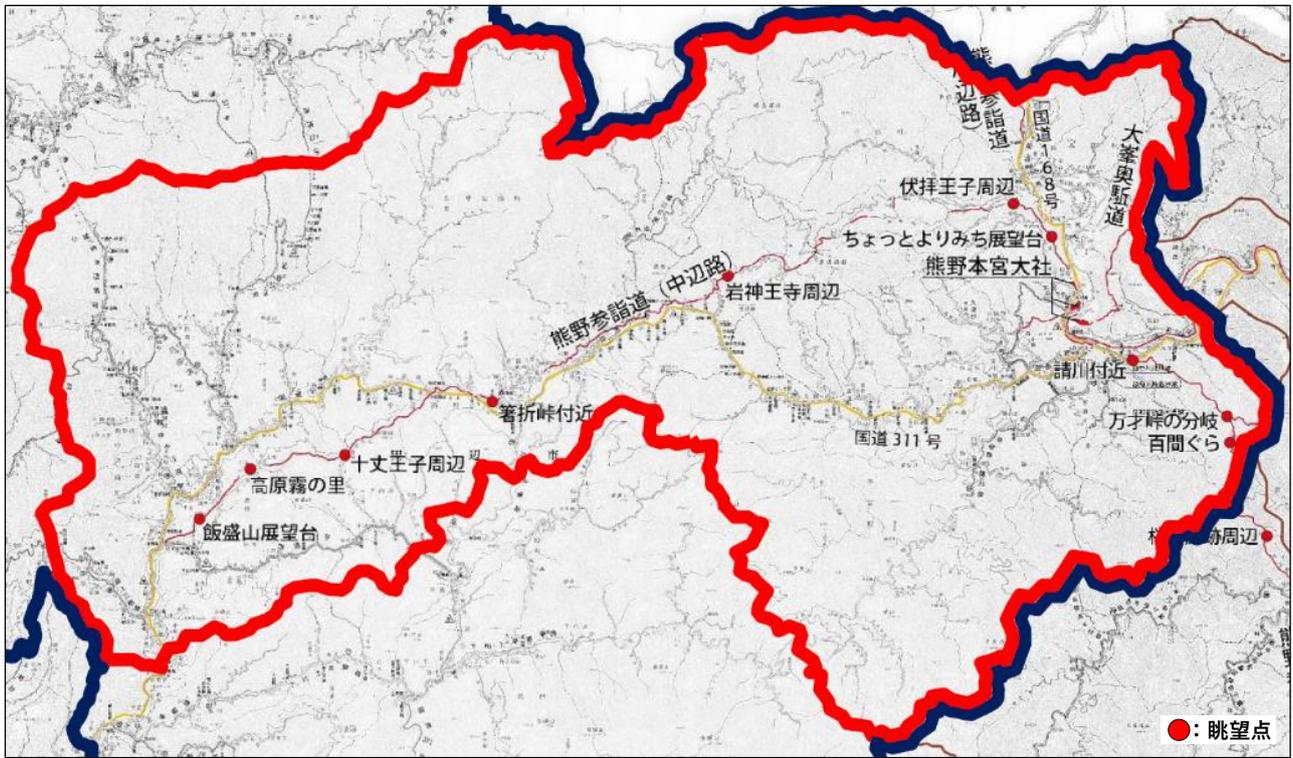
v) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	バッファゾーン	国道311号等沿道	その他の地域
位置・規模	■景観に著しい変化が生じないものとする。	-	
	-	□道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	
	-	■熊野参詣道（中辺路）の眺望点及び国道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。	■熊野参詣道（中辺路）の眺望点から見たときに、周辺との調和を図ること。
方法	□道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積上げること。		
その他	□道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。		

vi) 水面の埋立て

項目	バッファゾーン	国道311号等沿道	その他の地域
位置・規模	■規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件に鑑みた上で、必要最小限にとどめること。	-	

図 熊野参詣道（中辺路）の眺望点



(2) 田辺中心市街地特定景観形成地域

i) 共通事項

項目	景観形成基準		
	歴史的街並み修景ゾーン	近代的街並み修景ゾーン	界隈的賑わい修景ゾーン
-	■各時代の社会背景や生活様式に由来する景観要素が重層的に積み上げられた中心市街地の多面性を踏まえ、多様な街並みが共存できるよう、周辺との共通項の確保に努めること。		
	■沿岸地域を意識し、扇ヶ浜（海）や左会津川などの自然的景観要素との調和に配慮した景観の形成に努めること。		—
	■行為地から登録有形文化財（建造物）や景観重要建造物、景観重要樹木など保全すべき景観資源を視認できる場合は、その存在を意識した景観の形成に努めること。		—
	□行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市が実施する関連施策との整合に配慮すること。		

ii) 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

項目	景観形成基準		
	歴史的街並み修景ゾーン	近代的街並み修景ゾーン	界隈的賑わい修景ゾーン
位置・規模	【街並み景観への配慮】		
	■周辺に威圧感を与えないよう、道路等の公的空間からの視界の範囲では、スケール感の軽減を意識した配置に努めること。		—
	■建物の配置に際し、道路敷地境界からの壁面や軒先等の位置を揃えるよう努めること。		
	■道路敷地境界沿いに壁面や塀が連なる場合は、壁面後退は避けるか、又は街並みの連続性を確保する演出を行うこと。	■行為地の道路敷地境界沿いにおいて、視覚的に街並みの連続性を確保する演出に努めること。	—
	【眺望景観への配慮】		
	■地域外縁に位置する扇ヶ浜などの海岸部や左会津川に対し、視覚的に解放感のある空間を確保した配置や規模に努めること。		—
	■闘雞神社及びその社叢の近傍や眺望できる位置では、これを背景とした景観の調和を乱さない配置や規模に努めること。		—
形態・意匠	■地域に残る伝統的な建築様式を参考とした形態・意匠に努めること。	■街並みの連続性や周辺との調和に配慮しつつ、多様性のあるファサードに努めること。	
	■高度利用（高層化）に際しては、周辺とのスケール感の調和に配慮し、軽やかな意匠に努めること。		
	■周囲に圧迫感を与えるような長大な壁面や無窓などは極力避け、壁面の形態・意匠に変化をあたえること。		—
	□壁面設備、屋上設備等は、極力露出させず、露出する場合には、建築物等本体及び周辺との調和に配慮した形態及び意匠とすること。		—

項目	景観形成基準（続き）		
	歴史的街並み修景ゾーン	近代的街並み修景ゾーン	界線的賑わい修景ゾーン
形態・意匠	<input checked="" type="checkbox"/> 屋根に太陽光パネルを設置する場合は、屋根勾配に合わせ、かつ屋根面に密着させ、建築物の棟の高さを超えないようにすること。		
色彩	<input type="checkbox"/> 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。		—
	<input type="checkbox"/> アクセント色を使用する場合は、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。		—
	<input checked="" type="checkbox"/> 周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。	—	
	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光パネルの色は、低彩度・低明度かつ低反射の目立たないものを基本とし、かつ屋根と色調を揃えること。		
素材	<input type="checkbox"/> できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。		—
	<input type="checkbox"/> できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。		
緑化	<input checked="" type="checkbox"/> 行為地内やその周辺は、できる限り多くの部分を緑化に努めること。	<input checked="" type="checkbox"/> 行為地内の道路等の公的空間から視認できる部分の緑化に努めること。	—
	<input type="checkbox"/> 植栽に当たっては、できる限り周辺と樹種を揃えること。		—
	<input type="checkbox"/> 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。		
その他	<input type="checkbox"/> 夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。		—

iii) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）

項目	景観形成基準		
	歴史的街並み修景ゾーン	近代的街並み修景ゾーン	界線的賑わい修景ゾーン
位置・規模	<input checked="" type="checkbox"/> 宅盤高が前面道路や周囲の宅地と大きな高低差が生じないよう、突出した盛土や切土は避けること。 <input type="checkbox"/> 法面はできるだけゆるやかな勾配とすること。 <input type="checkbox"/> 擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。		
緑化	<input type="checkbox"/> 切土・盛土で生じた法面は、周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 <input type="checkbox"/> 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。		

iv) 土石の採取又は鉱物の掘採

項目	景観形成基準		
	歴史的街並み修景ゾーン	近代的街並み修景ゾーン	界隈的賑わい修景ゾーン
位置・規模	□道路等の公的空間や隣地等から目立たない位置及び方法とすること。		—

v) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準		
	歴史的街並み修景ゾーン	近代的街並み修景ゾーン	界隈的賑わい修景ゾーン
位置・規模	□道路等の公的空間や近隣等から目立たない位置及び規模とすること。		
方法	□道路等の公的空間や近隣等から目立たないよう、積上げに際しては、できる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げること。		
その他	□道路等の公的空間や近隣等から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。		

3. 景観形成重点地区

(1) 熊野本宮大社周辺景観形成重点地区

i) 共通事項

項目	景観形成基準
-	<p>■世界遺産登録資産の熊野本宮大社及び熊野参詣道と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い地域の形成に向け、伝統と品格を備えた景観の形成に努めること。</p> <p>□行為地及びその周辺地域の環境、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</p> <p>□視認できる範囲又は街並み景観を一とする範囲に、景観重要建造物、景観重要樹木、その他歴史的資源がある場合には、それらとの調和に配慮すること。</p> <p>□行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市が実施する関連施策との整合に配慮すること。</p>

ii) 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

項目	景観形成基準
位置 ・規模	<p>【周辺景観への配慮】</p> <p>■高さ13m、水平投影面積1,000㎡を超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</p> <p>【景観構成要素への配慮】</p> <p>□熊野本宮大社や大斎原とその社叢の良好な景観に対し、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</p> <p>□道路、公園等の公共の場所に接する部分は、圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</p> <p>【眺望への配慮】</p> <p>■熊野川の堤防など主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。</p> <p>□地域を取り囲む稜線に対し、これを背景とした困饒景観の調和を乱さない位置及び規模とすること。</p> <p>【その他】</p> <p>■国道168号の沿道では、街並みの連続性や一体性に配慮し、ファサードや軒先、又は塀・垣・柵等の位置を隣地や周辺の建築物等と揃えるか、同等の視覚的な演出を行うこと。</p>
形態 ・意匠	<p>□周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</p> <p>■熊野参詣道を繋ぐ国道168号の沿道では、街並みの連続性や一体性に配慮し、道路等の公共空間から容易に視認できる外壁は、隣地や周辺の建築物等と調和した形態及び意匠とすること。</p> <p>■熊野参詣道を繋ぐ国道168号の沿道では、街並みの連続性に配慮し、屋根の形状や向き、傾斜角は、隣地や周辺の建築物等と調和したものとすること。</p> <p>□屋外階段、室外機、配管等の設備は、道路等の公共空間や隣地等から容易に認識できないよう、原則として外壁面に露出させず、やむを得ず露出する場合は、形態、意匠及び色彩等を工夫すること。</p> <p>□屋上設備を設置する場合は、道路等の公共空間や隣地等から直接見えないよう、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態、意匠及び色彩のパラペットやルーバー等で遮へいすること。</p>

項目	景観形成基準（続き）							
形態・意匠	<p>■バルコニー、ベランダは、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態、意匠及び色彩とすること。</p> <p>■屋根に太陽光パネルを設置する場合は、屋根勾配に合わせ、かつ屋根面に密着させ、建築物の棟の高さを超えないようにすること。</p>							
色彩	<p>□熊野本宮大社や大斎原の社叢と調和した落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</p> <p>□アクセント色を使用する場合は、使用する量を極力抑え、色彩相互の調和やバランスに配慮すること。</p> <p>□外観の基調色は次の表のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="948 636 1406 808"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~2.5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>4以下 (無彩色含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■太陽光パネルの色は、低彩度・低明度かつ低反射の目立たないものを基本とし、かつ屋根と色調を揃えること。</p>		色相	彩度	0.1R~2.5Y	6以下	上記以外	4以下 (無彩色含む)
色相	彩度							
0.1R~2.5Y	6以下							
上記以外	4以下 (無彩色含む)							
素材	<p>□周辺の景観と調和した素材を用い、地域の風土に合った自然素材を活用すること。</p> <p>□耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。</p>							
緑化	<p>■敷地内はできる限り緑化し、道路等の公的空間や隣地等からの視認を踏まえた植栽等に努めること。</p> <p>□植栽に当たっては、原則として周辺の植生に合った樹種を用いること。</p> <p>□行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。</p>							
その他	<p>□夜間の屋外照明は軒先や看板類のみに限定し、過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。</p> <p>■ライトアップなど夜間の建物への投光照明は、原則として当該建物のみへの照射とし、点滅させず、着色しないこと。</p>							

iii) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）

項目	景観形成基準	
位置・規模	<p>■開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は、必要最小限にとどめること。</p> <p>■地区の景観に著しい改変が生じないようにすること。</p> <p>■行為による土砂の流出のおそれがないようにすること。</p> <p>□法面は、できる限りゆるやかな勾配とすること。</p> <p>□擁壁は、周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</p>	
緑化	<p>□法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。</p> <p>■行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。</p> <p>□擁壁には、蔦類や地被類を活用した緑化を行うこと。</p>	

iv) 土石の採取又は鉱物の掘採

項目	景観形成基準
位置 ・規模	<p>■期間及び規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件に鑑みたとどめ、必要最小限にとどめること。</p> <p>■景観に著しい改変が生じないものとする。</p> <p>■跡地の整理に関する計画に基づき、当該跡地の整理を適切に行なうこと。</p>
緑化	<p>□採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。</p>

v) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
位置 ・規模	<p>■景観に著しい改変が生じないものとする。</p>
方法	<p>□道路等の公的空間や隣地等から目立たないよう、積上げに際しては、できる限り高さを低くするとともに、整然と積上げること。</p>
その他	<p>□道路等の公的空間や隣地等から容易に認識できないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。</p>

(2) 鬮雞神社周辺景観形成重点地区

i) 共通事項

項目	景観形成基準
-	<p>■世界遺産登録資産の鬮雞神社と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い地域の形成に向け、伝統と品格を備えた景観の形成に努めること。</p> <p>■鬮雞神社が継承する時代性及びその周辺地域の環境、生活等の地域特性を読み取り、この地域が有する伝統様式の活用に配慮すること。</p> <p>□視認できる範囲又は街並み景観を一とする範囲に、景観重要建造物、景観重要樹木、その他歴史的資源がある場合には、それらとの調和に配慮すること。</p> <p>□行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市が実施する関連施策との整合に配慮すること。</p>

ii) 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

項目	景観形成基準
位置・規模	<p>【周辺景観への配慮】</p> <p>■鬮雞神社の一の鳥居、二の鳥居を視点場とした同神社の社叢の景観に著しい影響を及ぼさないよう、市が別途定める高さ、水平投影面積（参考資料を参照）を超えない規模とすること。</p> <p>【景観構成要素への配慮】</p> <p>□鬮雞神社とその社叢の存在を意識し、その風致の保全に配慮した位置及び規模とすること。</p> <p>【街並み景観への配慮】</p> <p>■参道や外周道路等における景観形成軸が確保されるよう、道路敷地境界からの壁面や軒先、または塀・垣・柵等の位置を、隣地や周辺の建築物等と揃えること。</p> <p>【眺望への配慮】</p> <p>□主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。</p> <p>□鬮雞神社の社叢の近傍では、社叢との調和を乱さない位置及び規模とすること。</p>
形態・意匠	<p>□周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</p> <p>■屋根は前面道路に対して平入り切妻の勾配屋根を基本とし、やむを得ず陸屋根とする場合は、周辺の建物や街並みに合わせ前面道路に対し軒や庇を設けること。</p> <p>■道路等の公的空間や隣地等から容易に視認できる外壁は、ディテールを周辺の建物や街並みと揃える、又は調和したものとする。</p> <p>■高度利用に際しては、周辺とのスケール感の調和に配慮し、軽やかな意匠に努めること。</p> <p>■各階層において無窓は避け、やむを得ず開口部を設けない場合は、木や土などの自然素材を用いた壁面装飾を行うこと。</p> <p>□屋外階段、室外機、配管等の設備は、道路等の公的空間や隣地等から容易に認識できないよう、原則として外壁面に露出させず、やむを得ず露出する場合は、形態、意匠及び色彩等を工夫すること。</p> <p>□屋上設備を設置する場合は、道路等の公的空間や隣地等から直接見えないよう、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態、意匠及び色彩のパラペットやルーバー等で遮へいすること。</p>

項目	景観形成基準（続き）							
形態・意匠	<p>■バルコニー、ベランダは、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態、意匠及び色彩とすること。</p> <p>■屋根に太陽光パネルを設置する場合は、屋根勾配に合わせ、かつ屋根面に密着させ、建築物の棟の高さを超えないようにすること。</p>							
色彩	<p>□鬮雞神社の社叢と調和した落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</p> <p>□アクセント色を使用する場合は、使用する量を極力抑え、色彩相互の調和やバランスに配慮すること。</p> <p>□外観の基調色は次の表のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="948 636 1406 808"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~2.5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>4以下 (無彩色含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■太陽光パネルの色は、低彩度・低明度かつ低反射の目立たないものを基本とし、かつ屋根と色調を揃えること。</p>		色相	彩度	0.1R~2.5Y	6以下	上記以外	4以下 (無彩色含む)
色相	彩度							
0.1R~2.5Y	6以下							
上記以外	4以下 (無彩色含む)							
素材	<p>□周辺の景観と調和した素材を用い、地域の風土に合った自然素材を活用すること。</p> <p>□耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。</p>							
緑化	<p>■敷地内はできる限り緑化し、道路等の公的空間や隣地等からの視認を踏まえた植栽等に努めること。</p> <p>□植栽に当たっては、原則として周辺の植生に合った樹種を用いること。</p> <p>□行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。</p>							
その他	<p>□夜間の屋外照明は軒先や看板類のみに限定し、過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。</p> <p>■ライトアップなど夜間の建物への投光照明は、原則として当該建物のみへの照射とし、点滅させず、着色しないこと。</p>							

iii) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）

項目	景観形成基準	
位置・規模	<p>■開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は、必要最小限にとどめること。</p> <p>□法面は、できる限りゆるやかな勾配とすること。</p> <p>■法面や擁壁の高さは可能な限り低く抑え、やむを得ず高低差が大きくなる場合は、法面や擁壁を分割し、圧迫感の軽減に努めること。</p> <p>□擁壁は、周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</p>	
緑化	<p>□法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。</p> <p>■行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。</p> <p>□擁壁には、蔦類や地被類を活用した緑化を行うこと。</p>	

iv) 土石の採取又は鉱物の掘採

項目	景観形成基準
位置 ・規模	<p>■期間及び規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件に鑑みた上で、必要最小限にとどめること。</p> <p>■景観に著しい改変が生じないものとする。</p> <p>■跡地の整理に関する計画に基づき、当該跡地の整理を適切に行なうこと。</p>
緑化	<p>□採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。</p>

v) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
位置 ・規模	<p>■景観に著しい改変が生じないものとする。</p>
方法	<p>□道路等の公的空間や隣地等から目立たないよう、積上げに際しては、できる限り高さを低くするとともに、整然と積上げること。</p>
その他	<p>□道路等の公的空間や隣地等から容易に認識できないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。</p>

4-3 屋外広告物の表示等に関する事項

屋外広告物は表示・設置の内容によっては景観を阻害する要因となり得るものであることから、その適正な表示、設置を規制誘導することは、景観形成上極めて重要です。

したがって、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為については、良好な景観の形成に関する方針と調和が保たれるよう、和歌山県屋外広告物条例で定める禁止地域及び許可地域の地域規制と、それぞれの地域における許可基準に基づき、必要な制限を行うものとします。

なお、新たな特定景観形成地域や景観形成重点地区等については、建築物の建築等の行為の制限に合わせ、地域規制の指定を検討します。

表 和歌山県屋外広告物条例における地域規制

区域	区域の考え方	区域指定の概要等
禁止地域	景観の保全又は風致の維持を図る地域	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法上の用途地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、風致地区、景観地区等 ・道路沿線で知事が指定する区域 ・河川、渓谷等やその付近で知事が指定する区域等
許可地域	第1種地域	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県景観条例の規定による特定景観形成地域 ・道路沿線で知事が指定する区域 ・知事が特に必要と認める地域等
	第2種地域	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、山林、集落周辺など周辺環境との調和を図る地域 ・第1種地域、第3種地域以外の地域等
	第3種地域	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画に定められた商業地域、近隣商業地域、準工業地域、準住居地域 ・道路沿線で知事が指定する区域 ・知事が特に必要と認める地域等

4-4 既存建築物の行為の制限に関する事項

良好な景観の形成をより速やかに進めるため、既存の建築物の増築、改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は、建築物全体を景観計画に定める形態意匠の制限に適合させるものとします。

1. 対象地域

- ・熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域、田辺中心市街地特定景観形成地域
- ・鬮雞神社周辺景観形成重点地区、熊野本宮大社周辺景観形成重点地区
- ・国指定名勝、文化的景観又は重要伝統的建造物群保存地区の周囲 100m以内
- ・国指定史跡又は重要文化財であって、知事が指定するものの周囲 100m以内

2. 対象建築物

高さ 13m超又は建築面積 1,000 m²超

3. 対象とする行為

対象とする行為は、下表に示す規模に該当する既存建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替え又は色彩の変更とします。

行 為	規 模	
増築、改築	当該行為に係る床面積の合計が、当該建築物の床面積の1/5を超えるもの	
修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (右欄のいずれかに該当するもの)	当該行為の面積が400m ² を超えるもの	
	屋根部分	当該行為に係る部分の面積が、当該屋根の面積の1/4を超えるもの（但し、当該部分の面積が建築物の鉛直投影面積の1/10以内の場合を除く。）
	外壁部分	当該行為に係る部分の面積が、当該外壁の面積の1/4を超えるもの

第5章 良好な景観の形成に関する施策

5-1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

良好な景観の形成に寄与していると認められる建造物、樹木その他の物件及び優れた景観を眺望できる地点を田辺市景観資源として登録します。

田辺市景観資源は、資源を活用した地域の活性化が促進されるよう広報を行うとともに、地域の景観形成に当たって積極的に活用を図っていきます。

1. 景観重要建造物

(1) 指定の方針

景観計画区域にある田辺市景観資源のうち、地域の自然、歴史・文化、生活等を象徴し、地域住民から親しみをもって大切にされている、あるいは地域の良好な景観形成の規範となっていると認められ、維持・管理の主体が明確であり、今後もその主体による積極的な保全・活用の取組が図られることが見込まれる建造物を景観重要建造物として指定します。



大福院（第1号／2017.7.26指定）

(2) 指定の基準

指定の方針に基づき、以下に示す基準のいずれかに該当し、かつ道路・公園等公共の場所から容易に望見される建造物を景観重要建造物として指定することとします。

指定にあたっては、あらかじめ当該建造物の保全状態等を調査し、建築、造園、歴史文化等の景観関連分野の専門家、市の関係機関から幅広く意見を聞き、田辺市景観審議会が指定の妥当性や適合性を検証した上で、当該建造物の所有者及び管理者の意見を聴取し同意を得るものとします。

また、建造物の所有者からの指定の提案も可能とします。

- 和歌山県・田辺市指定有形文化財建造物及び国登録有形文化財建造物等
- 特定景観形成地域において、地域のシンボルとして市民に認識され、地域の良好な景観形成の規範となると判断した建造物
- 田辺市景観計画区域において、広く市民に親しまれ、形態意匠に地域の歴史・文化が色濃く表れていると判断した建造物

※ 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財に指定又は仮指定された建造物については、現状変更に対し、景観法よりも厳しい規制が課せられていることから、適用の対象外とします。

2. 景観重要樹木

(1) 指定の方針

景観計画区域にある田辺市景観資源のうち、樹容（規模、樹形等）が地域の自然、歴史・文化、生活等を象徴し、地域住民から親しみをもって大切にされている、あるいは道路等公共の場所から望見されるなど景観形成上重要な役割を有していると認められ、維持・管理の主体が明確であり、今後もその主体による積極的な保全・活用の取組が図られることが見込まれる樹木を景観重要樹木として指定します。

(2) 指定の基準

指定の方針に基づき、以下に示す基準のいずれかに該当し、かつ道路・公園等公共の場所から容易に望見される樹木を景観重要樹木として指定することとします。

指定にあたっては、あらかじめ当該樹木の保全状態等を調査し、造園、歴史文化等の景観関連分野の専門家、市の関係機関から幅広く意見を聞き、田辺市景観審議会が指定の妥当性や適合性を検証した上で、当該樹木の所有者及び管理者の意見を聴取し同意を得るものとします。

また、樹木の所有者からの指定の提案も可能とします。

- 和歌山県・田辺市指定史跡名勝天然記念物に指定等されている樹木等
- 特定景観形成地域において、地域のシンボルとして市民に認識され、地域の良好な景観形成の規範となると判断した樹木
- 田辺市景観計画区域において、広く市民に親しまれ、一定の樹齢を満たし、歴史・文化的価値があると判断した樹木

※ 文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定又は仮指定された樹木については、景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられていることから、適用の対象外とします。

5-2 公共施設等の整備に関する事項

1. 公共事業の実施方針

本市は、景観計画区域内（市域全域）で公共施設の整備や公共建築物の建築等の公共事業を実施するにあたり、和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）第9条第1項に規定する公共事業景観形成指針（以下「公共事業景観形成指針」という。）を遵守します。

また、国や県が行う公共事業や公益的な組織が行う公共性の高い事業についても、公共事業景観形成指針に沿った事業の実施を働きかけていきます。

なお、県が定める公共事業についての方針は以下のとおりです。

① 地域の景観形成の先導的役割を果たす

公共事業では規模が大きく不特定多数の人が利用する施設を整備することが多いことから、地域の景観に対して与える影響が大きいです。このため、地域の景観形成において先導的な役割を果たすよう、質の高い良好な施設の整備を行うものとする。

② 風土や歴史、文化など地域の景観形成の文脈に配慮する

地域の風土や歴史、文化など地域の景観形成の文脈を継承しながら、地域に固有の景観形成を推進するよう整備を行うものとする。なお、歴史や地域の文化が息づく景観を有する特定景観形成地域においては、特段の配慮を行うものとする。

③ 自然との共生や生態系の保全などに配慮する

森林、河川、海などの自然環境に過大な負荷を与えないよう配慮するとともに、生態系の保全に配慮した整備を行うものとする。なお、骨格となる自然景観を有する特定景観形成地域においては、特段の配慮を行うものとする。

④ 機能性ととも安全性や快適性の確保に配慮する

必要な機能性を満たすことはもちろん、安全性や快適性の確保などにも配慮したユニバーサルデザインの施設整備を行うものとする。

⑤ 適切な維持管理により良好な景観ストックを蓄積する

整備後の施設の適切な維持管理を行うことにより、地域の良好な景観ストックとして蓄積していくものとする。

⑥ 関連事業との整合性の確保と相乗効果を目指す

他の公共事業や民間事業など、関連のある事業との連絡調整を十分に行うことにより、全体としての景観の整合性を確保するとともに、景観形成における相乗効果を高めていくことを目指す。

2. 景観重要公共施設の整備に関する事項

良好な景観の形成において重要な構成要素となる公共施設や、その整備が地域の景観形成に与える影響が大きい公共施設を景観重要公共施設に位置づけます。また、景観重要公共施設の整備や多面的な活用等の方針、占用等の許可の基準を定め、良好な景観の形成を図っていきます。

(1) 景観重要公共施設の位置づけ

以下に示す選定の考え方と市民・地域住民の意向を参考に、候補となる公共施設を抽出し、田辺市景観審議会における各分野の専門家の意見や、市民・地域住民の意向を参考に候補施設を選定し、施設管理者等との協議を踏まえて景観重要公共施設に位置づけます。

	主な選定基準
道路等	<input type="checkbox"/> 本市の都市構造において骨格軸を成し、その沿道の土地利用や都市機能・施設立地等に対し、街並み景観の形成を促す景観形成軸として機能し、かつ道路施設・空間としても沿道に形成される街並みに配慮した整備を図るべき道路・区間 <input type="checkbox"/> 熊野参詣道の経路において、歴史的資産や街道の趣を残し、沿道の地区において住民等の主体的な景観まちづくりを促す景観形成軸として機能し、その歴史的な風致に配慮した整備を図るべき道路・区間 <input type="checkbox"/> 薪炭林と梅林がつくる独特の美しい里山景観と調和し、その整備によって良好な景観を形成する道路・区間
公園・緑地	<input type="checkbox"/> 背景となる海岸や山並みなどの自然的景観と一体的な眺望景観を形成する、または街並みと調和した緑豊かな都市景観を形成する公園・緑地 <input type="checkbox"/> 本市の歴史的・文化的な資源に隣接し、その風致を保全する豊かな緑、または開かれた空間を有する公園・緑地
河川・水路等	<input type="checkbox"/> 本市の主要な自然環境軸を成し、対岸や当該河川に架かる橋梁からの視対象として、沿川の街並みや背後の山並みと一体的に良好な景観を形成する河川・区間 <input type="checkbox"/> 薪炭林と梅林がつくる独特の美しい里山景観において、機能的な必要性にとどまらず、農業の風景において重要な構成要素となる用水路・ため池

(2) 景観重要公共施設の整備・活用等の方針

景観重要公共施設の整備にあたっては、和歌山県公共事業景観形成指針を踏まえ、以下の方針に基づくものとします。

i) 道路等（道路、橋梁、高架橋等）

景観重要公共施設に位置づけた道路については、市と当該道路の管理者、沿道住民等で組織した協議会で沿道の土地利用や建築等の行為を含めた景観形成の方針を定め、まちづくり（沿道建築物等の形態意匠の整備基準の設定）と一体的に、舗装の美装化や街路樹、ストリートファニチャー等の整備に努めます。

また、歴史的・文化的風致の保全・活用の必要性が高い道路については、電線共同溝整備道路に指定するなど、歴史的な街並みに配慮した電柱地中化に取り組みます。

さらに、沿道の街並みなど周辺景観との調和を図りつつ、民間等の第三者による道路空間の多面的な活用がなされるよう、良好な景観形成を踏まえた道路占用の基準設定を検討します。

ii) 公園・緑地

景観重要公共施設に位置づけた都市公園や都市緑地については、緑豊かな市街地景観の形成に向け、緑化の推進・保全に取り組むとともに、造成等の土地の形質変更や建造物等の設置については、周辺の街なみ景観の特性等を踏まえた形態・意匠とするよう努めます。

また、民間等の第三者による多面的な活用にも対応できるよう、周辺景観との調和した都市公園占用許可の基準設定を検討します。

iii) 河川・水路等

景観重要公共施設に位置づけた河川や水路については、沿川等に形成される街並みとの調和に配慮した整備や管理に取り組みます。

また、特に地域資源を活用したまち歩きなど、観光・交流促進が取り組まれている場所では、これら地域の活動主体と協議し、整備の方針、指針を定めるものとします。

5-3 景観農業振興地域整備計画の策定

市内の農業地域では、豊かな自然や独特の気候・風土に適した形で営まれた農林業によってその景観がつくられてきました。

地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保する視点、あるいは地域の良好な農村景観を活かした地域の活性化を図る視点から、農用地及び農業用施設等の整備を一体的に推進する必要があると認める場合は、予め景観農業振興地域整備計画を策定するものとします。

また、農山村地域は、食料等の供給をはじめ、水源のかん養や森林の保全、文化の伝承など多面的な機能を果たしていることから、それら機能の維持にも配慮するものとします。

第6章 景観形成の推進に向けた事項

6-1 景観形成の推進方針

(1) 景観の魅力を読み解き内外へと発信する

山岳霊場と熊野古道、海辺の景観など本市の景観の魅力や、市街地・農村など暮らしを取り巻く景観の魅力を読み解き、更なる魅力の向上を図るとともに、その価値を内外に広く発信することで観光の振興や交流人口の増加を目指します。

i) 地域の景観資源を保全し観光資源として活用する

市内には独特の風土・文化等に育まれた魅力ある景観資源があり、それらを観光資源として地域づくりに積極的に取り入れ、地域の暮らしとの共生を図りながら、市内の景観の魅力を多くの人々に伝えていく取り組みを推進します。

ii) 景観資源を収集し景観づくりに積極的に活用する

市内には有形・無形を含め暮らしの中で育まれた多くの景観資源が存在しており、外部からの視点も生かして、広く景観資源を収集し、その景観の価値を再認識するとともに、それらを地域の活性化等に生かすなど、景観づくりに積極的に活用します。

(2) 景観の向上につながる協働のまちづくりを推進する

市民にとって愛着のある身近な景観の価値の発見からはじまる景観づくりや、住民と一緒に取り組む市街地整備での景観づくりなど、地域に根ざした協働のまちづくりを促進します。

i) 景観に対する意識を高める

協働のまちづくりの礎となるよう、本市の景観が持つ魅力を学び、そしてその魅力を伝え、共有する取組等を通じて、景観に対する意識の向上に努めます。

ii) 市民や事業者による景観づくりの取組を支援する

市民や事業者による景観の向上や景観形成に関する普及・啓発に向けた自主的な取組を支援し、景観づくりの取組の拡大を図ります。

iii) 総合的な景観施策を推進する

景観法の活用と併せて、景観条例による市独自の施策や関連する施策（都市計画、農林、環境など）等とも連携を図り、総合的な景観施策を推進します。

6-2 景観形成の主体と体制

1. 景観形成の主体と責務

現在の景観は、その土地の地勢や気候が土台となり、人々の暮らしや営みによって地域特有の姿にかたちづくられてきたものです。したがって、建築物や土地活用に影響を及ぼす市民の生活行動や事業者の事業活動等に際して、それぞれが良好な景観の形成を意識することが、今後の景観形成に重要となります。

そこで、本計画では、市民や事業者等が地域社会の一員として様々な領域で主体的に景観形成に関わり、行政と協力、連携しながら景観まちづくりに取り組むものとし、それぞれの責務と役割を以下のとおり整理します。

(1) 市の責務

市は、良好な景観の形成に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するとともに、公共用又は公用の施設の設置に関する事業（以下「公共事業」という。）を実施するにあたって、地域の特性に応じた良好な景観の形成に配慮するものとします。

また、良好な景観の形成に関する市民及び事業者の主体的かつ積極的な取組を促進するために必要な支援を行うものとします。

(2) 市民の責務

住宅の建設や敷地の緑化といった住まいづくり、地域の清掃・美化活動などの暮らし方を通じて、良好な街なみ景観が形成されます。市民は、居住や消費、生産など生活行動によって景観形成に最も影響を及ぼし、また、景観形成に最も重要な役割を果たす主体と言えます。

したがって、市民は、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければなりません。

(3) 事業者の責務

事業者は、自らが所有・管理または使用する土地や店舗・事務所、工場・倉庫、並びにその事業活動等が景観の形成に大きく影響することを認識し、その形態・意匠については周辺の街なみや環境に十分に配慮するなど、景観形成に影響を及ぼす事業活動に際し、良好な景観の形成に自ら努めなければなりません。

また、地域社会の一員として、市や地域等が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければなりません。

2. 景観形成の推進体制

(1) 景観行政の推進体制の整備

田辺市では、景観行政の主管を都市計画課に置き、市民や事業者等からの景観に関する相談に応じる窓口機能の役割を担うこととします。また、景観行政に関する協議や調整を行うため、田辺市景観審議会を運営するほか、必要に応じて庁内関係各課で構成する横断的な調整会議を設置し、他分野の行政施策との相互連携を図っていきます。

また、届出対象行為の建築物や工作物、サイン・看板類、造園等の設計・デザインに関して、市民や事業者からのより専門的な相談に対応するため、学識経験者や(一社)和歌山県建築士会等の専門家による景観アドバイザー制度等の活用も検討します。

(2) 景観形成に関する各種組織の設置

i) 田辺市景観審議会

良好な景観の形成に係る各種事案について、市長の諮問に応じて調査及び審議を行う場として、景観に関する学識経験者や関係団体・機関等で構成する「田辺市景観審議会*」を設置します。

当該審議会では、景観行政の運用において生じる重要事項調査し、景観形成に係る誘導・指導方針の改定や、特定景観形成地域・景観形成重点地区、景観重要建造物・景観重要樹木の指定など景観計画の見直し等について審議を行います。

【景観審議会－田辺市景観条例】

第31条 良好な景観の形成に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、田辺市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、良好な景観の形成に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

ii) 景観協議会

景観計画区域における良好な景観の形成を継続的に図るため、必要に応じて景観法に基づく「景観協議会*」を組織するものとします。特に、行政や関連団体をはじめ多くの主体が関係する地域で景観形成に係る施策に取り組む場合は、積極的に景観協議会の組織化を図るものとします。

また、協議でまとまった事項については、これを尊重し、景観計画に反映することとします。

【景観協議会－景観法】

- 第十五条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。）は、景観協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。
- 2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。
 - 3 第一項前段の協議を行うための会議において協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 - 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

iii) 景観整備機構

景観形成に関し、市民や事業者に対する啓発や情報提供、取組の支援などを行うとともに、景観重要建造物や景観重要樹木の管理などを行うため、要件を満たす法人については、景観法に基づく「景観整備機構*」の指定を行うものとします。また、指定した景観整備機構に対しては、特に市民や事業者への啓発や主体的な活動への支援の取組みを促していきます。

【景観整備機構－景観法】

- 第九十二条 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構（以下「機構」という。）として指定することができる。
- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
 - 3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
 - 4 景観行政団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

6-3 景観まちづくりの取組み

1. 景観まちづくりの推進方策

(1) 景観計画の策定・見直し

田辺市景観計画は平成29年3月に初版を策定・公表しましたが、社会情勢の変化や上位計画の更新・改定、地域における景観まちづくりの意識醸成、景観行政の運用に際して生じた課題等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。

(2) 住民提案型景観形成地域

本市では、世界遺産の登録資産に隣接または近接する市街地、集落地の地区について、行政が主導して地区住民等の合意形成を図りながら、優先的に特定景観形成地域及び景観形成重点地区に位置づけ、その資産価値に相応しい良好な景観の保全及び形成に取り組むこととしています。

一方、世界遺産に直接的な関係がなくても、土地所有者、借地権者、まちづくりNPO、公益法人等が提案し、良好な景観を形成する上で重要であると認められる地域については、住民提案型景観形成地域に指定し、その特性を生かした良好な景観の形成を図るものとします。

住民提案型景観形成地域は、地域特有の良好な景観を有する地域若しくはこれから良好な景観の形成を進めていくことが適切な地域であって、住民による景観形成の気運が認められる地域を対象として指定を行い、本計画に基づく景観形成の取組を拡大していきます。

【住民提案型景観形成地域－田辺市景観条例】

第8条 景観計画の区域のうち、規則で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、1人で、又は数人が共同して、市に対し、当該土地の区域を景観計画に住民提案型景観形成地域として定める旨を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る区域その他の規則で定める事項を記載した書面を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成16年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人は、前項に規定する土地の区域について、市に対し、景観計画に住民提案型景観形成地域として定める旨を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前2項の規定による提案（以下「地域提案」という。）は、当該地域提案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で法第7条第4項に規定する公共施設（第16条第1項において「公共施設」という。）の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の3分の1以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の1以上となる場合に限る。）を得ているものであり、かつ、当該地域提案の内容が当該土地の区域において景観計画に定められた行為の制限を付加するものである場合に、規則で定めるところにより、行うものとする。

2. 景観形成の推進に向けた関係法令との連携

本計画に基づく景観形成の推進に当たっては、景観分野の施策だけでなく自然環境、農林水産、商工観光、都市計画、公共施設整備、市民活動支援など関連する他分野の施策との連携・協調を図りながら、総合的な取組を進めていくものとします。

(1) 建築基準法及び都市計画法

田辺地域の一部地域では、都市計画法による都市計画区域に指定されており、用途地域の容積率、建ぺい率の規制や、地区計画制度による景観形成の誘導、整備を促進し、市民や法人等の建築行為における景観形成を進めています。

景観法の効力は、建築物や工作物の形態・意匠や色彩に関しては特定届出対象行為に指定することで変更命令まで可能となりますが、高さ（最高限度、最低限度）や配置（壁面の位置）、敷地面積の最低限度等については勧告に留まります。

したがって、景観計画で目指す良好な景観の形成の実現に向け、建築基準法や都市計画法など他法令等との連携が不可欠となります。

特に建築物の建築等の行為については、本市の特性やこれまでの都市計画の経緯を鑑みながら、景観法の規定に基づき「景観地区」や「準景観地区」の指定を必要に応じて検討するなど、都市計画法を積極的に活用することで、良好な景観形成の誘導に努めます。

【景観地区に関する都市計画－景観法】

第六十一条 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。

2 景観地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、第一号に掲げる事項を定めるとともに、第二号から第四号までに掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。この場合において、これらに相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該都市計画は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

- 一 建築物の形態意匠の制限
- 二 建築物の高さの最高限度又は最低限度
- 三 壁面の位置の制限
- 四 建築物の敷地面積の最低限度

(2) 建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例

本市では、建築物等の外観について、周辺の良い景観に対し著しい支障となる状態を制限するため、破損や腐食等が生じないように、和歌山県の「建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例」を踏襲し、建築物所有者等の関係者に対し維持保全の責務を定めています。

本市では、本市の景観計画並びに景観条例の運用によって新規の建築行為等における良好な景観形成への誘導に取り組むとともに、同条例を活用し、周辺の良い景観に対し支障とならないよう、老朽建築物等の所有者に適切な維持管理を促します。

(3) 田辺市歴史文化的景観保全条例

平成17年5月1日条例第199号
 改正 平成22年3月31日条例第8号
 平成24年3月30日条例第11号

田辺市歴史文化的景観保全条例

(目的)

第1条 この条例は、我々の祖先がのこしてきた貴重な文化遺産とそれを取り巻く優れた景観を保全するために必要な事項を定め、これらを後世に継承することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、この条例の目的を達成するための基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第3条 市民及び事業者は、自ら進んで景観保全に努め、市が実施する景観の保全に関する施策に協力しなければならない。

(景観保全地区の指定)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、特に市民に親しまれ、かつ、市民の誇りとなる景観を有する地区を景観保全地区（以下「保全地区」という。）として指定することができる。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の規定により指定された重要文化財又は史跡、名勝若しくは天然記念物（土地又は土地に定着したものに限る。）を有する地域
- (2) 歴史的な意義を有する街並み又は文化施設の背景となり一体となった豊かな自然を有する地域
- (3) 計画的に景観保全を図る必要があると市長が認める地域
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める地域

2 前項に定めるもののほか、景観保全地区の告示及び指定に関し必要な事項は、規則で定める。

(行為の許可)

第5条 保全地区において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為並びに通常の管理行為、軽易な行為及びその他の行為であって、規則で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物（広告物その他これに類するもの（以下「広告物等」という。）を除く。）の新築、増築、改築又は外観の色彩の変更
- (2) 広告物等の設置又は形態若しくは外観の色彩の変更
- (3) 土地の形状の変更
- (4) 鉱物の掘採又は土石の採取
- (5) 水面の埋立て
- (6) 木竹の伐採

2 市長は、前項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

3 市長は、第1項の許可に必要な条件を付することができる。

4 市長は、第1項の許可をする場合には、必要に応じ、田辺市景観保全審議会の意見を聴くことができる。

5 保全地区が指定され、又はその区域が拡張されたときに、当該保全地区内において第1項各号のいずれかに掲げる行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。

(国の機関等に関する特例)

第6条 前条第1項の規定は、国又は他の地方公共団体の機関（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、適用しない。この場合において、当該国の機関等は、その行為を行おうとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(適用除外)

第7条 次に掲げる場合には、第5条第1項の許可に係る申請又は前条の規定による協議を要しないものとする。

- (1) 法第43条若しくは第125条又は和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号。以下「県条例」という。）第12条の規定により、現状変更の許可を必要とされる行為であって、文化庁長官又は和歌山県教育委員会の許可を得たもの
- (2) 法第43条の2若しくは第127条又は県条例第11条第7号の規定により行う修理若しくは復旧
- (3) 法第168条第1項第1号又は第2項の規定により文化庁長官の同意を必要とされる国の機関が行う行為であって、当該同意を得たもの
- (4) 文化庁又は和歌山県教育委員会の所管する補助金の交付を受けて実施する文化財の保存に関する事業
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）において定める森林経営計画の認定を受けた木竹の伐採であって、当該森林経営計画の計画内容に基づくもの
- (6) 国有林野施業実施計画にのっとりた木竹の伐採
- (7) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条の規定により国立公園事業として行われる行為
- (8) 自然公園法第20条第3項の規定により許可を必要とされる行為であって、環境大臣又は和歌山県知事の許可を得たもの
- (9) 自然公園法第68条の規定により協議を必要とされる国の機関が行う行為であって当該協議が整ったもの

(審議会の設置)

第8条 市長の諮問に応じ景観保全に関する事項を調査審議するため、田辺市景観保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、景観保全に関し必要と認める事項について市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織及び運営)

第9条 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 市の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 前項に定めるもののほか、委員の任期並びに審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(勧告及び公表)

第10条 市長は、第5条第1項の許可を受けず、又は虚偽の申請により、景観を阻害する行為を行った者に対し、その行為の中止その他必要な措置をとることを勧告することができる。

2 市長は、正当な理由なく前項の規定による勧告に従わない者については、その事実を公表することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の中辺路町歴史文化的景観保全条例（平成14年中辺路町条例第24号）又は本宮町景観保全条例（平成14年本宮町条例第29号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月31日条例第8号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

3. たなべ景観づくり協定

住民やまちづくり団体等が建築物等の形態意匠や維持保全のルールなど景観づくりに関して結んだ協定について、必要な要件を満たすものについては「たなべ景観づくり協定」として積極的に認定していくものとします。

認定された「たなべ景観づくり協定」は公表し積極的に広報を行うとともに、この協定を締結した景観づくり従事者はもとより、これから景観づくり活動に関する自主的なルールづくりを行っていかうとするものに対しても情報の提供、助言その他の必要な支援を行っていくことにより、地域における景観づくり活動の促進を図っていくものとします。

【たなべ景観づくり協定－田辺市景観条例】

第16条 おおむね一団の土地（公共施設の用に供する土地を除く。）の区域内の土地所有者等並びに当該おおむね一団の土地における良好な景観の形成のための活動（以下「景観づくり」という。）を行う者及び行おうとする者（以下「景観づくり従事者」と総称する。）は、その全員の合意により、景観づくりに関する協定を締結し、当該協定について市長の認定を受けることができる。ただし、当該おおむね一団の土地の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 協定の目的となる土地の区域（以下「協定区域」という。）

(2) 景観づくりのための次に掲げる事項のうち、必要なもの

ア 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）に関する基準

イ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備（建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。）に関する基準

ウ 工作物（建築物及び屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下この号において同じ。）を掲出する物件を除く。以下この条において同じ。）の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準

エ 建築物又は工作物の維持保全又は利用に関する事項

オ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項

カ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準

キ 農用地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地をいう。）の保全又は利用に関する事項

ク その他景観づくりに関する事項

(3) 協定の有効期間

3 第1項の協定には、前項各号に掲げるもののほか、協定区域に隣接した土地であって、協定区域の一部とすることにより一体的な景観づくりに資するものとして協定区域の土地となることを当該協定区域内の景観づくり従事者が希望するもの（以下「景観づくり区域」という。）を定めることができる。

4 第1項の認定を受けようとする景観づくり従事者は、地域住民に説明を行った上で、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請のあった協定が次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、その協定を認定するものとする。

(1) 法令の規定に違反するものではないこと。

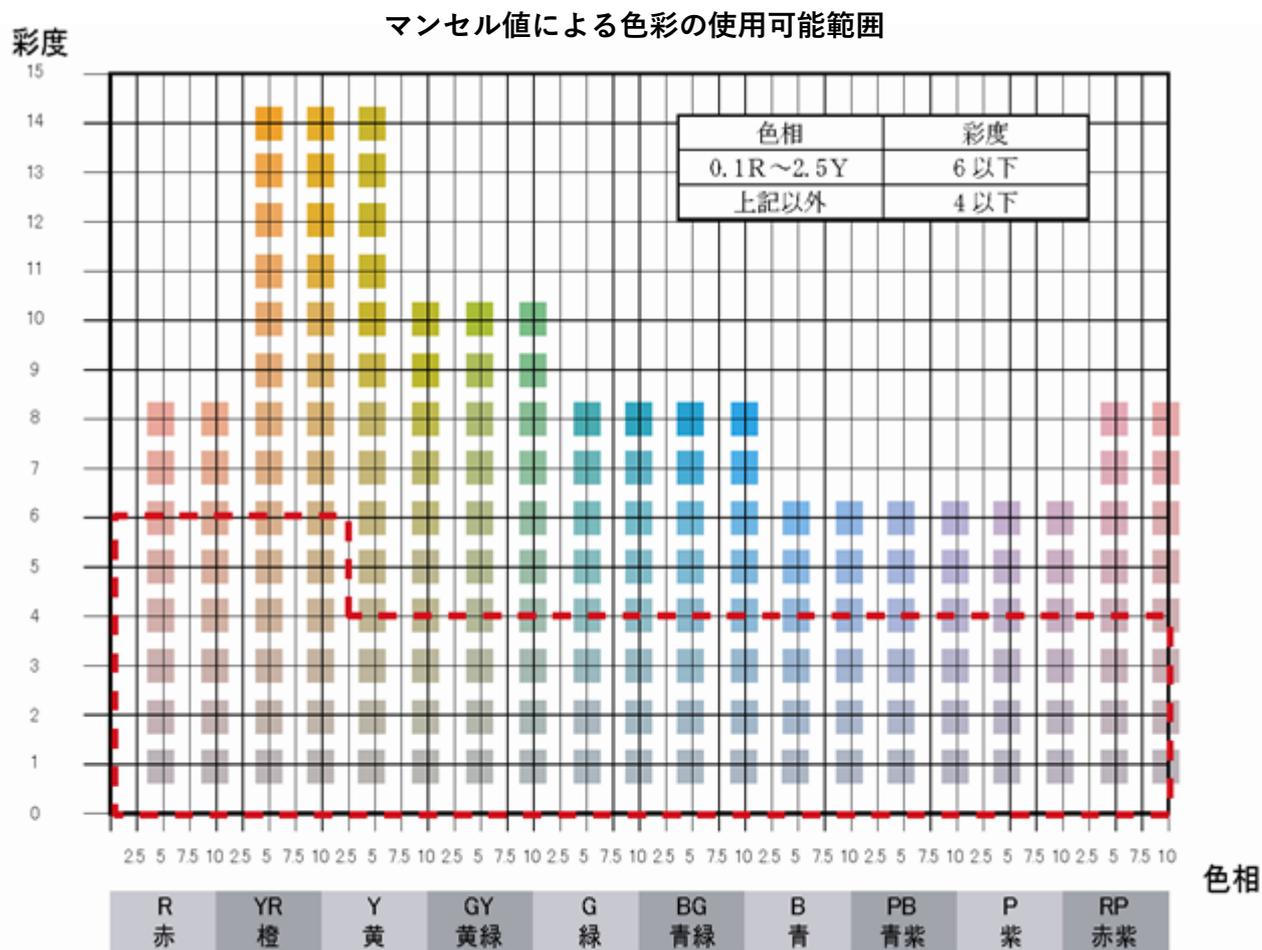
(2) 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。

6 市長は、第1項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

参考資料

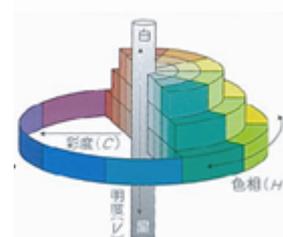
1. 色彩の制限



熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域における届出対象行為の行為の制限の基準外観の基調色に使用できる彩度

※マンセル値とは、色彩を色の3属性（色相、明度、彩度）に基づいて表現したものです。

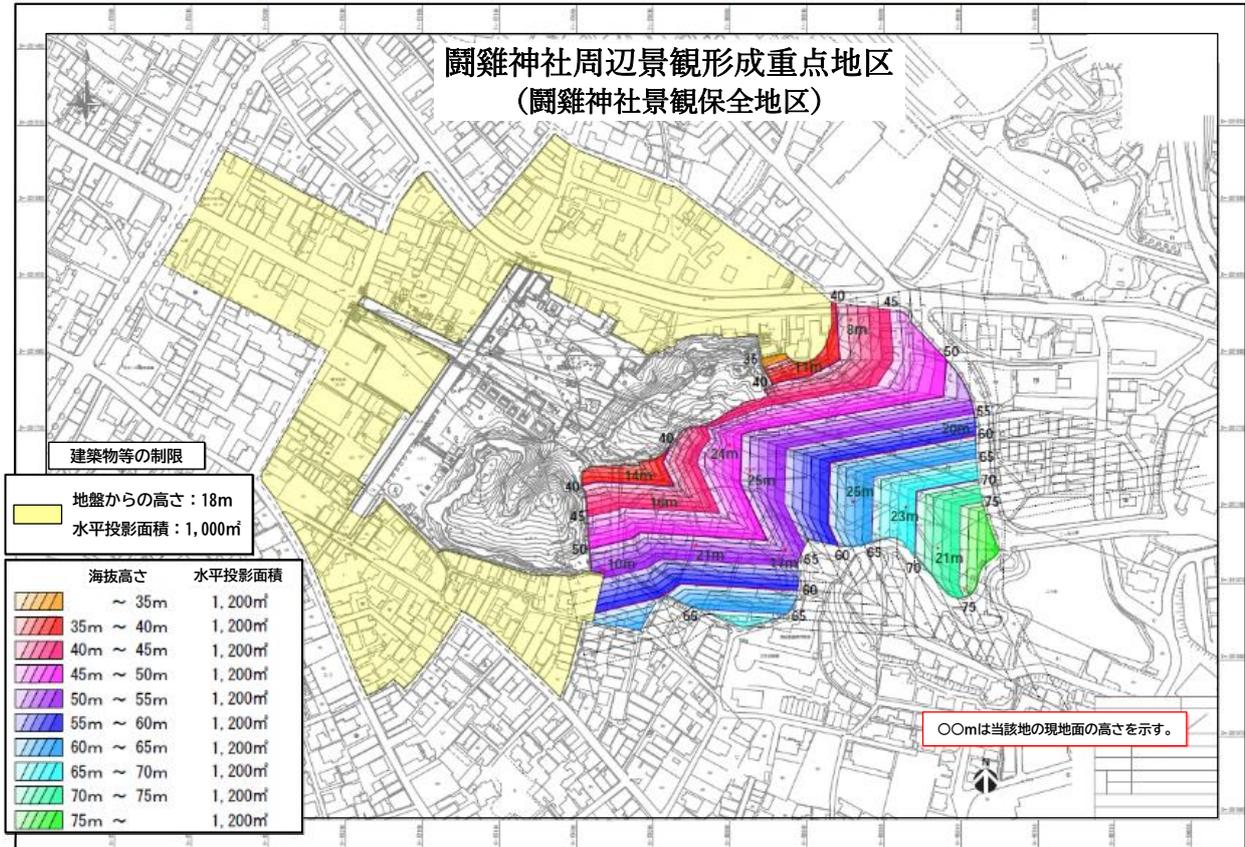
色立体の中心軸からでた枝の方向、枝の高さ、枝の長さが、その色の色相、明度、彩度を表します。



※表現されている色は色彩をイメージするため表示しているもので、実際の色彩と異なります。（明度は7としています。）

また印刷では正確な色彩は表現できないので、色見本等での確認が必要です。

2. 闘雞神社周辺景観形成重点地区の高さの制限



【問合せ先】

田辺市 建設部 都市計画課

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地
TEL 0739-26-9937(直) 0739-22-5300(代) FAX 0739-25-6016
E-mail:toshikeikaku@city.tanabe.lg.jp



または、各行政局 産業建設課へ

龍神行政局 産業建設課

〒645-0415 和歌山県田辺市龍神村西 376
TEL 0739-78-0830

中辺路行政局 産業建設課

〒646-1492 和歌山県田辺市中辺路町栗栖川 396-1
TEL 0739-64-0501

大塔行政局 産業建設課

〒646-1192 和歌山県田辺市鮎川 2567-1
TEL 0739-48-0301

本宮行政局 産業建設課

〒647-1792 和歌山県田辺市本宮町本宮 219
TEL 0735-42-0022

※景観計画、届出などの詳しい内容については、下記ホームページで確認できます。

<http://www.city.tanabe.lg.jp/keikaku/keikaku/keikan-machizukuri.html>



未来へつながる道。田辺市
田辺市

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地
TEL 0739-22-5300(代)
<http://www.city.tanabe.lg.jp/>

